

インバウンドセミナー 2018年変わるインバウンド業界の業法改正等

平成29年12月13日

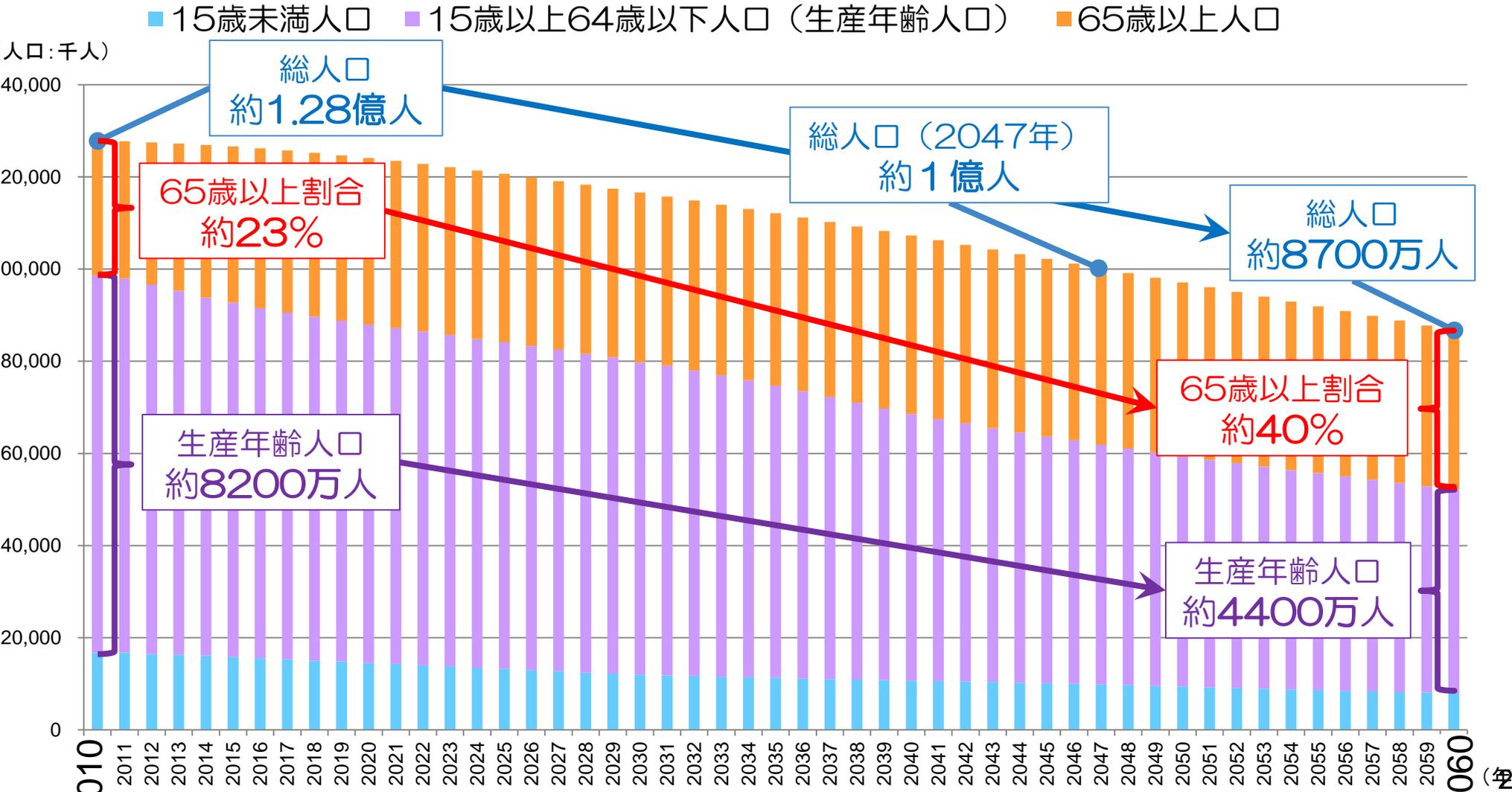
観光庁 観光資源課

課長補佐 太田雄也

1. 総論

日本の人口減少・少子高齢化の推移・予測

- 今後、人口減少が進み、2047年には1億人程度となる見通し。
- 少子高齢化が急速に進行しており、2060年には総人口の約40%が65歳以上になる見通し。
- それにより、生産年齢人口は現在の2060年には現在の半分近くまで減少。

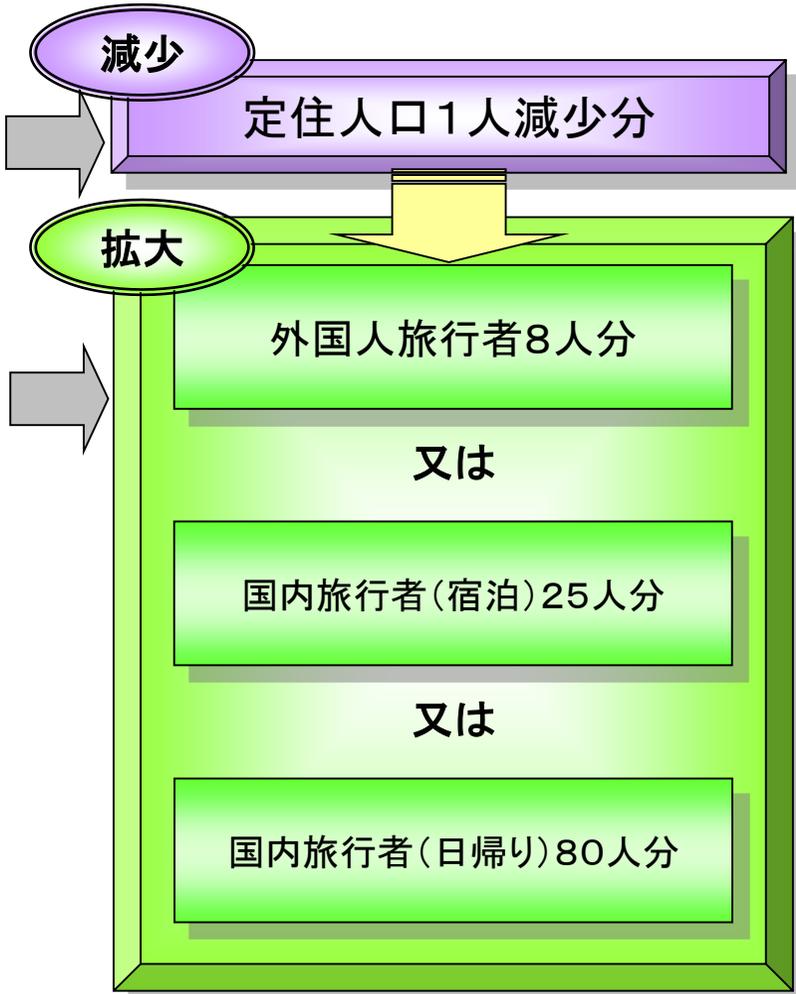
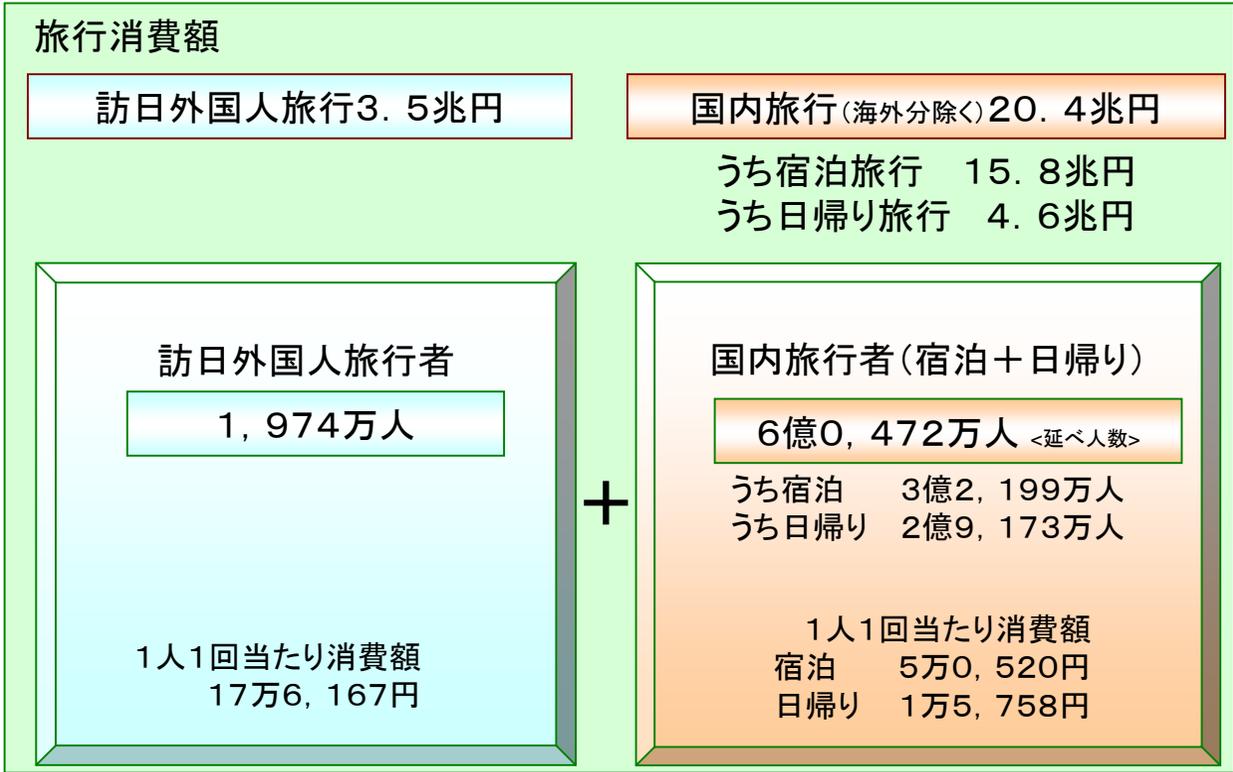


(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(中位推計))

観光交流人口増大の経済効果(2015年)

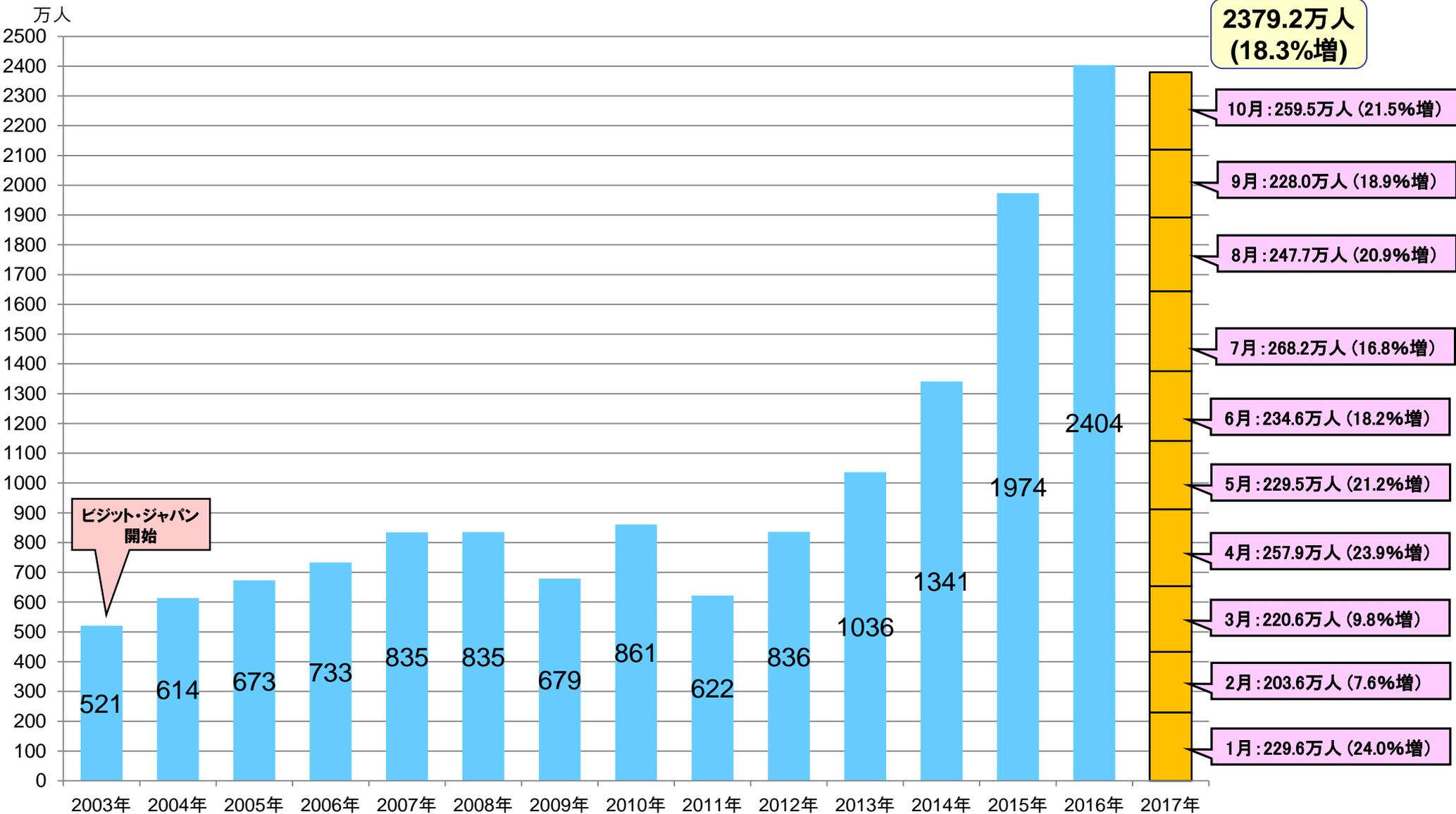
○定住人口1人当たりの年間消費額(125万円)は、旅行者の消費に換算すると外国人旅行者8人分、国内旅行者(宿泊)25人分、国内旅行者(日帰り)80人分に当たる。

定住人口=1億2,711万人
1人当たり年間消費額=125万円



定住人口は2015年国勢調査 人口速報集計結果(総務省)、定住人口1人当たり年間消費額は2015年家計調査(総務省)による。
旅行消費額の訪日外国人旅行は訪日外国人消費動向調査(2015年)より算出、国内旅行は旅行・観光消費動向調査(2015年)より算出。
訪日外国人旅行者はJNTO(2015年)発表数値、国内旅行者は旅行・観光消費動向調査(2015年)より算出。
訪日外国人旅行者1人1回当たり消費額は訪日外国人消費動向調査(2015年)、国内旅行者(宿泊/日帰り)1人1回当たり消費額は旅行・観光消費動向調査(2015年)より算出。
定住人口1人減少分に相当する旅行者人数は、定住人口1人当たり年間消費額を訪日外国人旅行者又は国内旅行者1人1回当たり消費額で除したもの。(※観光庁資料)

訪日外国人旅行者数の推移

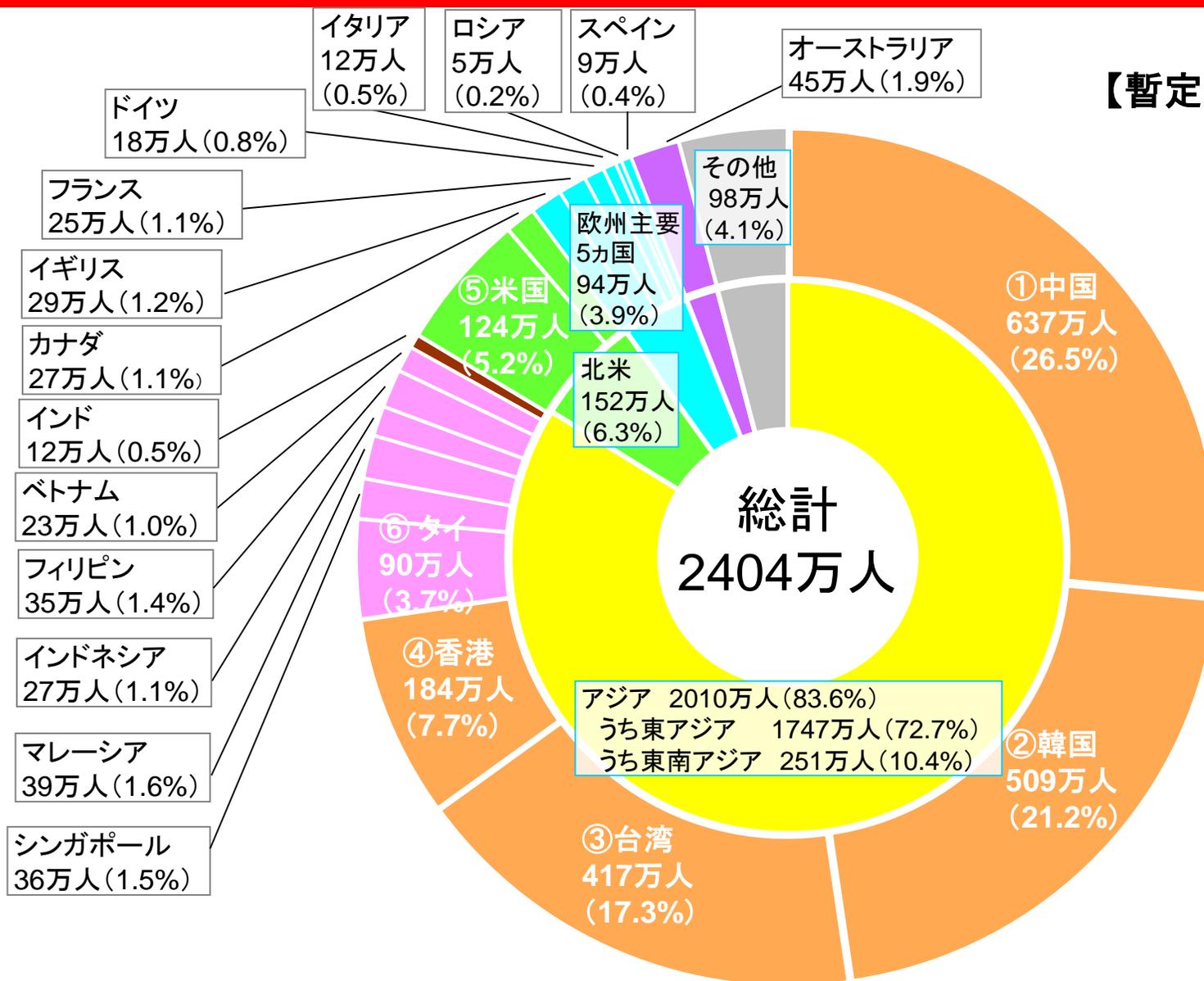


注) 2016年の値は確定値、2017年1~8月の値は暫定値、2017年9~10月の値は推計値、%は対前年同月比

出典: JNTO(日本政府観光局)

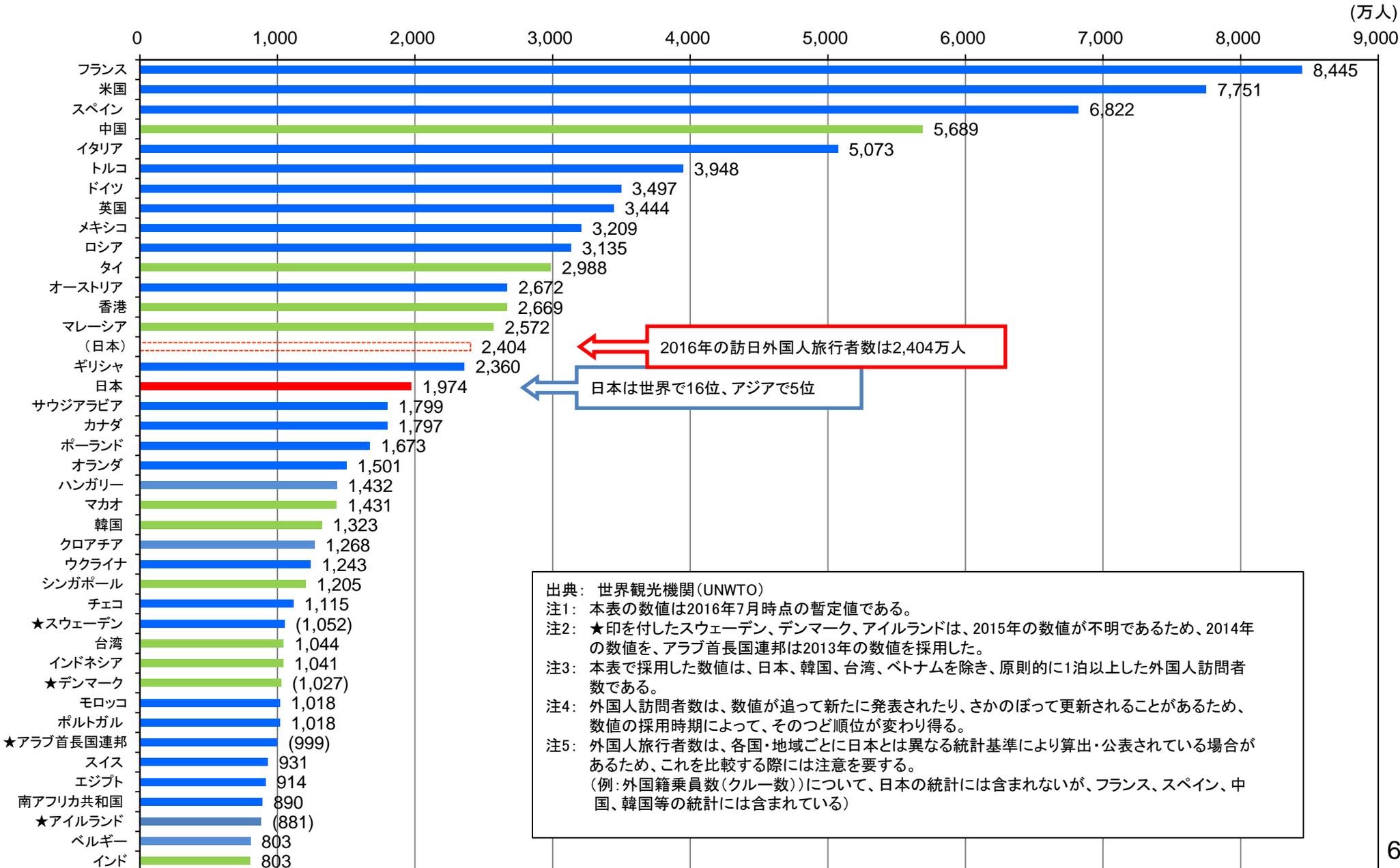
2016年の訪日外国人旅行者数及び割合(国・地域別)

【暫定値】



※ ()内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア
 ※ その他には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。
 ※ 数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある。
 ※ 日本政府観光局(JNTO)資料より観光庁作成

外国人旅行者受入者数ランキング (2015年)

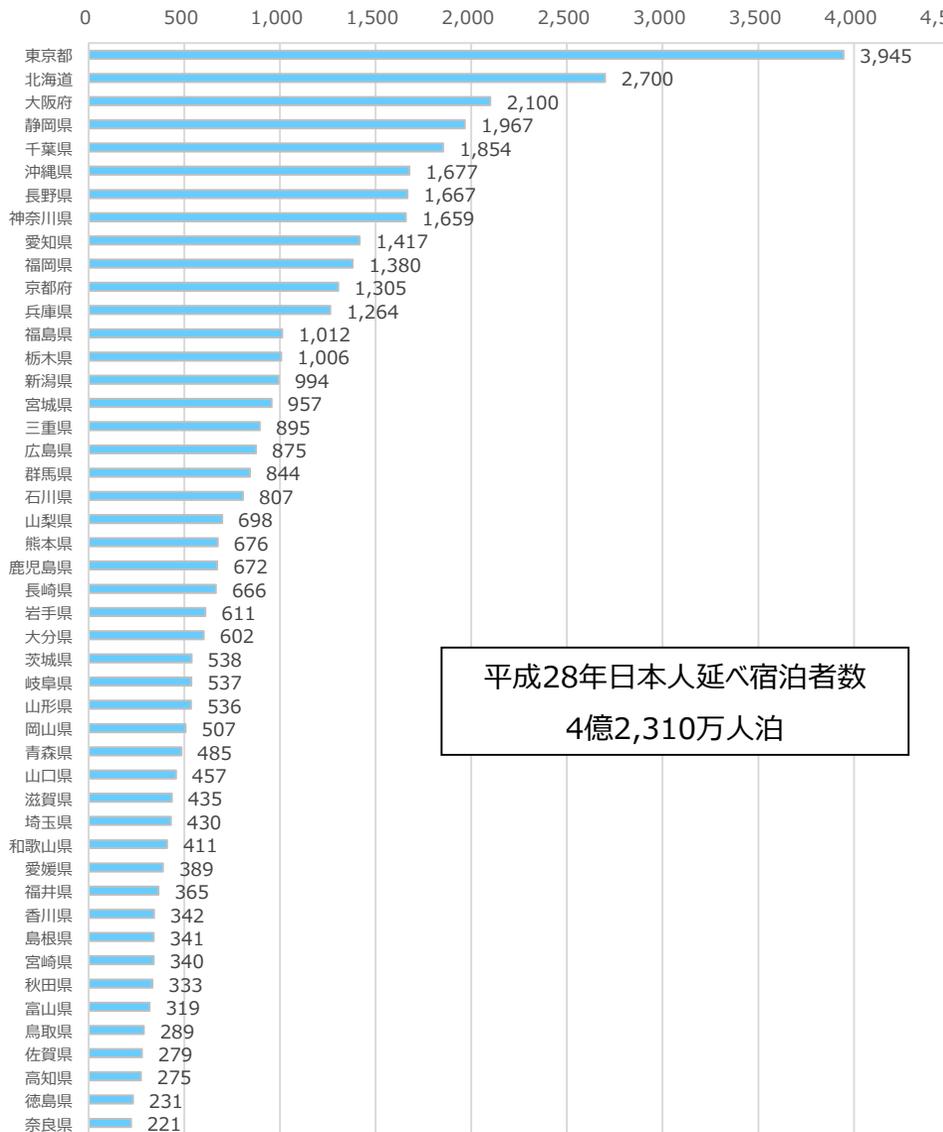


出典：世界観光機関(UNWTO)
 注1：本表の数値は2016年7月時点の暫定値である。
 注2：★印を付したスウェーデン、デンマーク、アイルランドは、2015年の数値が不明であるため、2014年の数値を、アラブ首長国連邦は2013年の数値を採用した。
 注3：本表で採用した数値は、日本、韓国、台湾、ベトナムを除き、原則的に1泊以上した外国人訪問者数である。
 注4：外国人訪問者数は、数値が追って新たに発表されたり、さかのぼって更新されることがあるため、数値の採用時期によって、そのつど順位が変わり得る。
 注5：外国人旅行者数は、各国・地域ごとに日本とは異なる統計基準により算出・公表されている場合があるため、これを比較する際には注意を要する。
 (例：外国籍乗員数(クルー数))について、日本の統計には含まれないが、フランス、スペイン、中国、韓国等の統計には含まれている)

都道府県別日本人・外国人延べ宿泊者数 (平成28年)

都道府県別 日本人延べ宿泊者数

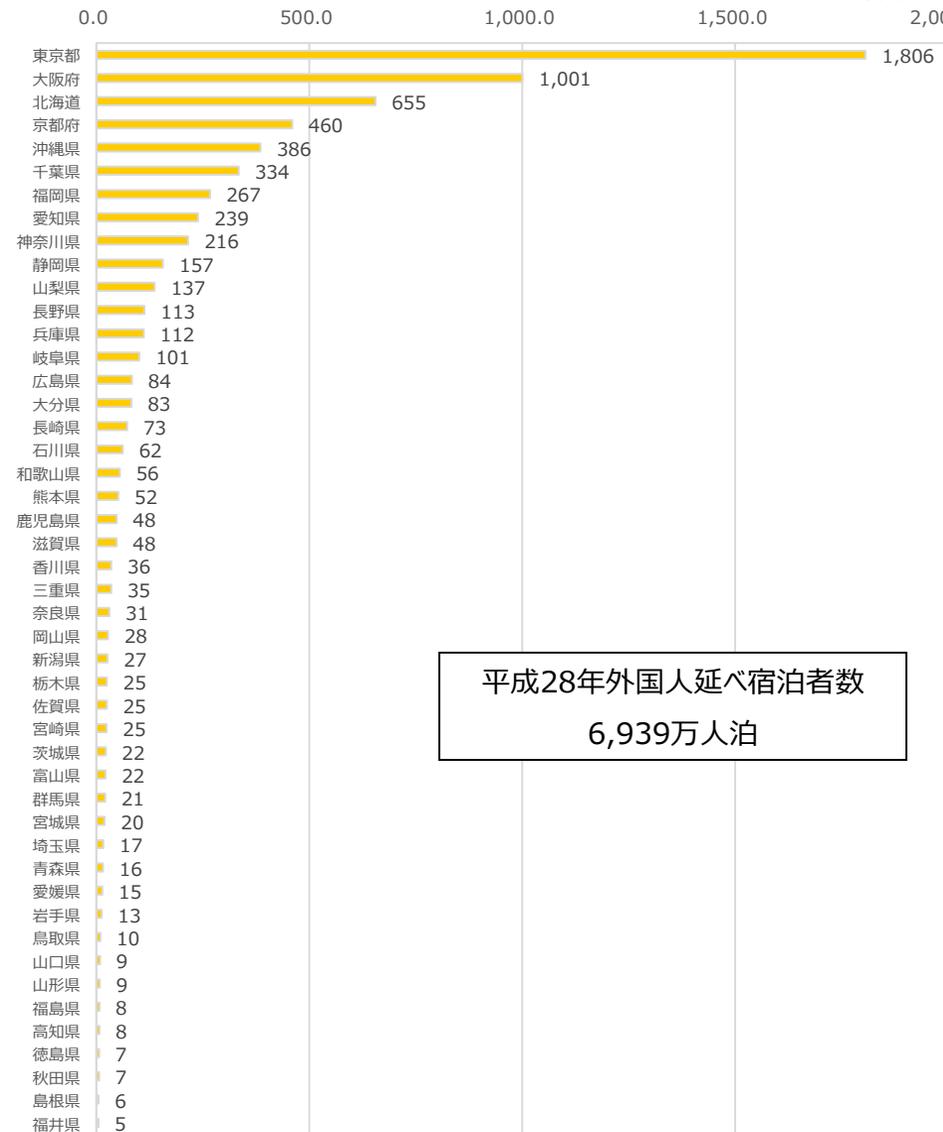
(単位：万人泊)



平成28年日本人延べ宿泊者数
4億2,310万人泊

都道府県別 外国人延べ宿泊者数

(単位：万人泊)



平成28年外国人延べ宿泊者数
6,939万人泊

資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」
注：「外国人」とは、日本国内に住所を有しないものをいう。

外国人旅行者が好む我が国の訪問先

○ 外国人が好む観光地としては、東京、京都・奈良、富士山などのいわゆる「ゴールデンルート」に集中しているが、徐々に地方の観光地も人気が高まっている。



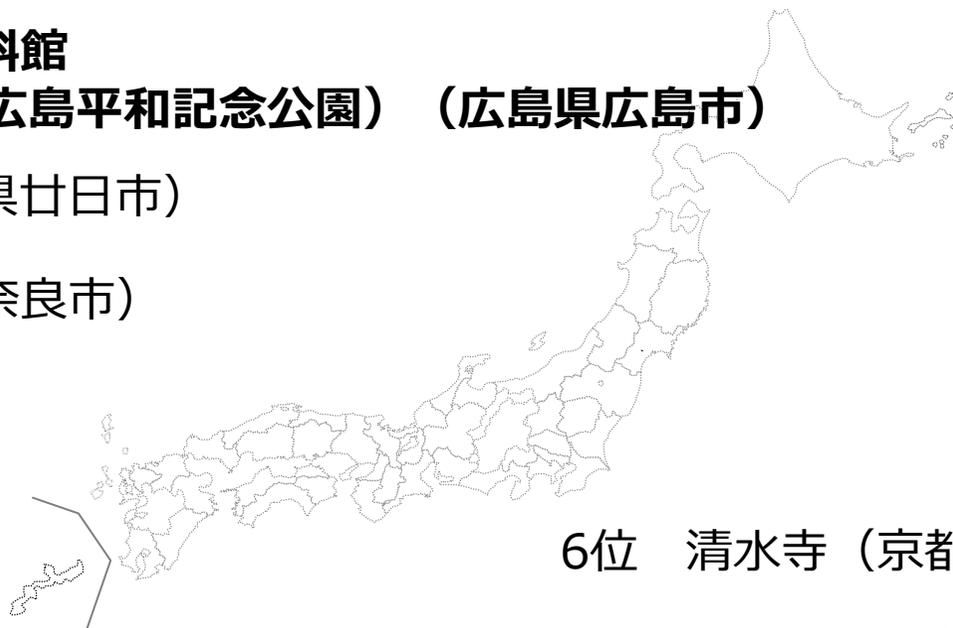
1位 伏見稲荷大社 (京都府京都市)

2位 アキバフクロウ (東京都千代田区)

3位 広島平和記念資料館
(原爆ドーム、広島平和記念公園) (広島県広島市)

4位 厳島神社 (広島県廿日市)

5位 東大寺 (奈良県奈良市)



6位 清水寺 (京都府京都市)

7位 新宿御苑 (東京都新宿区)

8位 金閣寺 (京都府京都市)

9位 箱根彫刻の森美術館 (神奈川県箱根町)

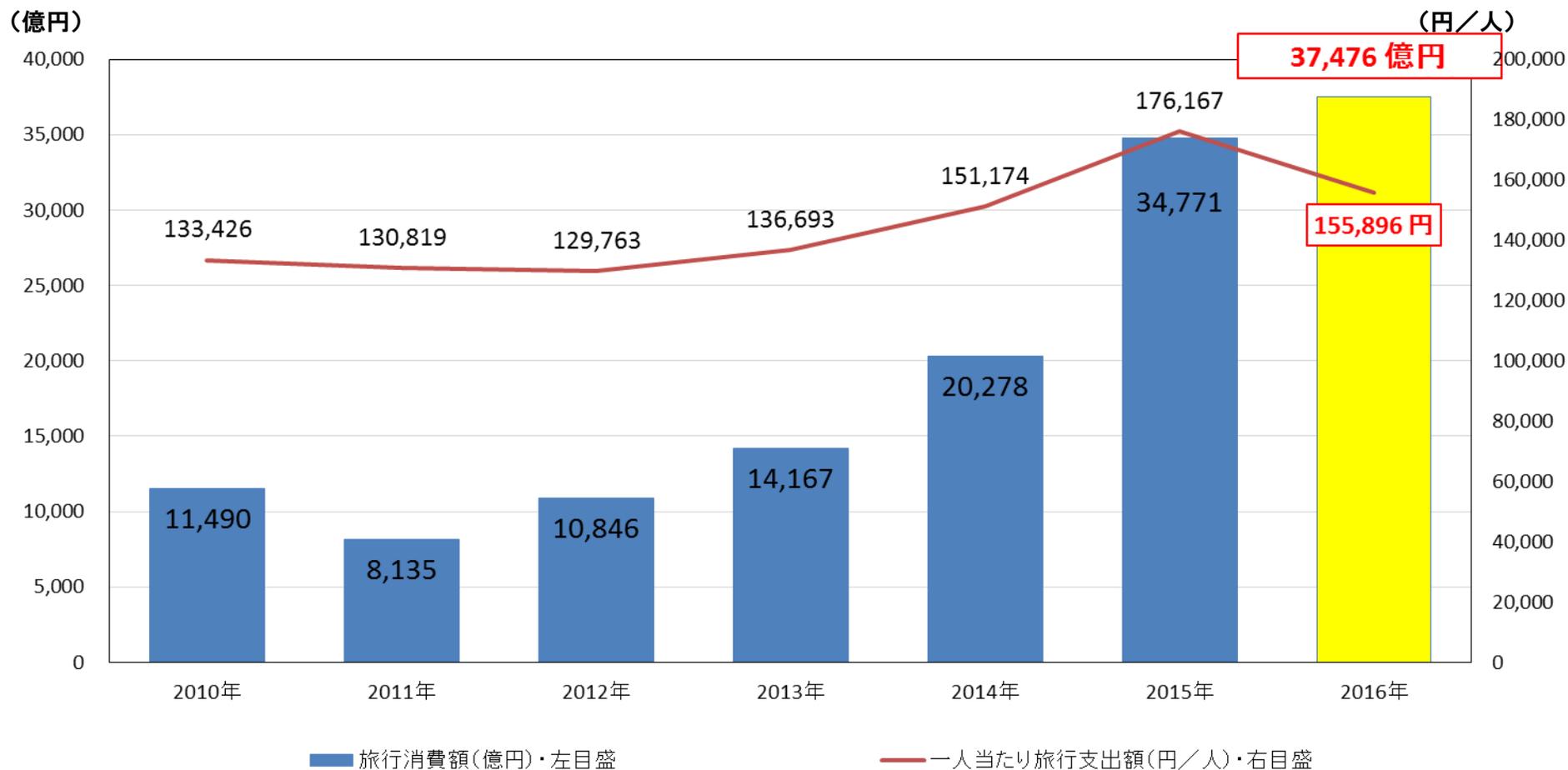
10位 高野山 奥之院 (和歌山県高野町)



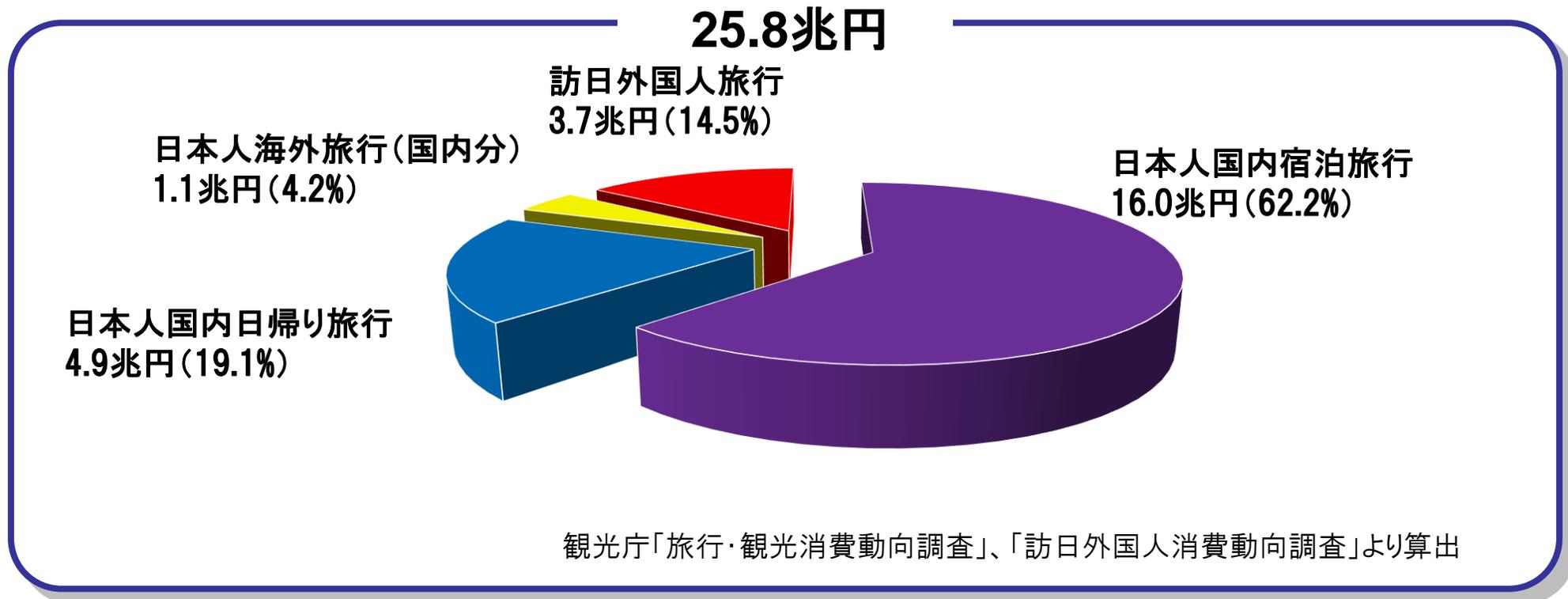
訪日外国人旅行消費額の推移

- 2016年の訪日外国人旅行消費額は、前年比7.8%増の3兆7,476億円となり、過去最高となった。
- 1人当たり旅行支出は前年比11.5%減の15万5,896円となった。

旅行消費額の推移



国内における旅行消費額(平成28年)



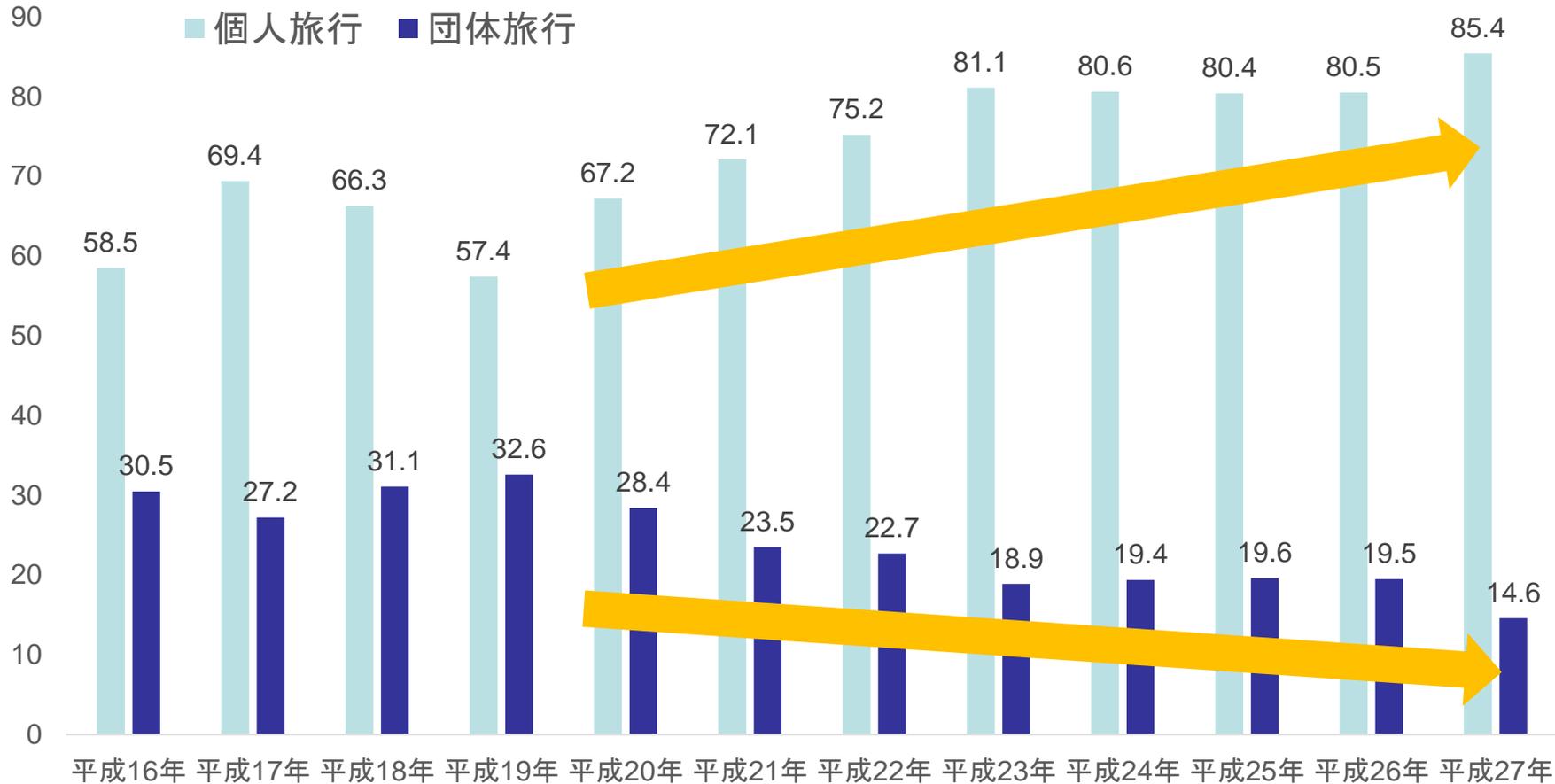
旅行消費額の推移について(2010~2016年)

単位:兆円

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
日本人国内宿泊旅行	15.4	14.8	15.0	15.4	13.9	15.8	16.0
日本人国内日帰り旅行	5.1	5.0	4.4	4.8	4.5	4.6	4.9
日本人海外旅行(国内分)	1.1	1.2	1.3	1.2	1.1	1.0	1.1
訪日外国人旅行	1.1	0.8	1.1	1.4	2.0	3.5	3.7
合計	22.7	21.8	21.8	22.8	21.6	24.8	25.8

(参考)日本人の個人旅行の状況

個人旅行及び団体旅行の割合の推移



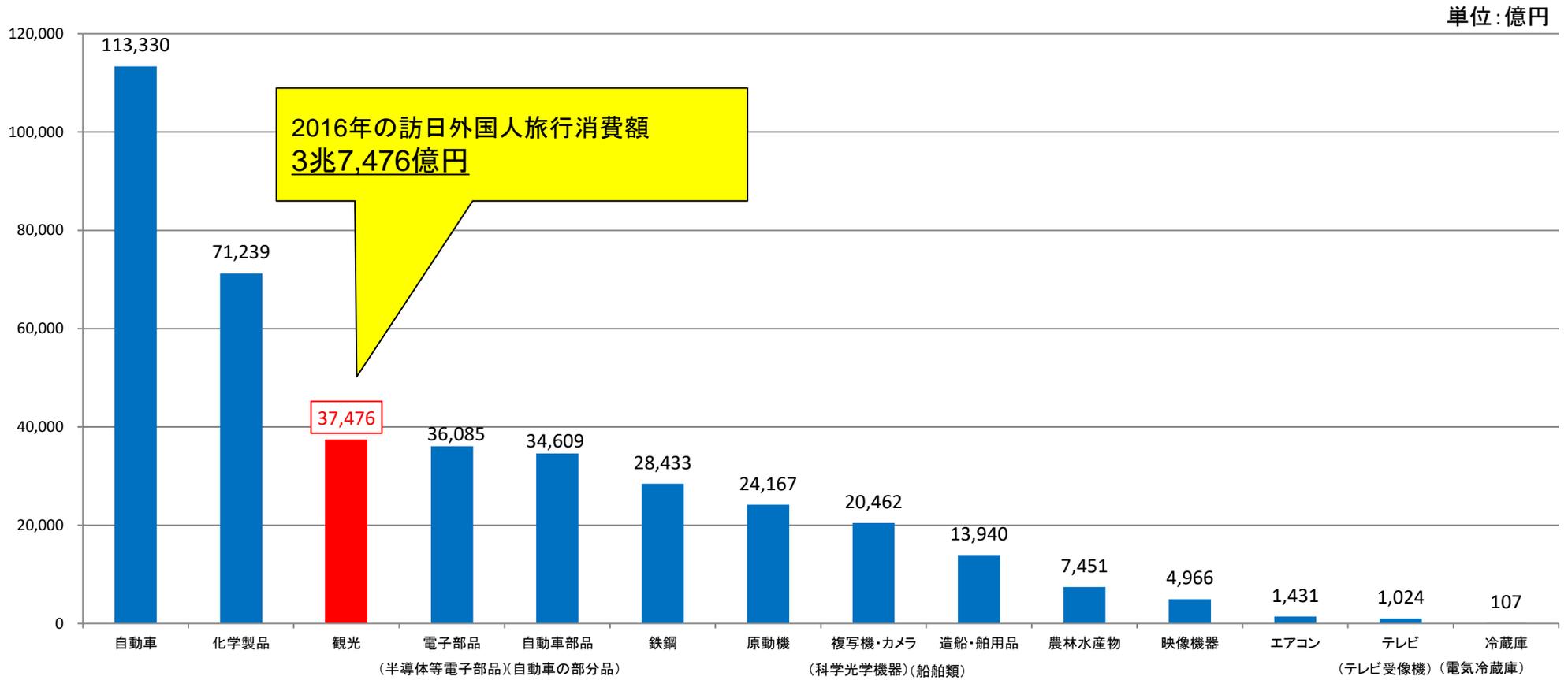
出典：日本観光振興協会
「平成28年度版 観光の実態と志向」

※個人旅行の割合については、「募集団体」が募集する旅行に参加しない人のうち、「自分ひとり、家族、友人・知人、家族と友人・知人」で旅行した人の割合を表す

※団体旅行の割合については、「募集団体旅行に参加した」人及び「募集団体旅行に参加しない」人のうち「職場・学校、地域・宗教・招待などの団体」での旅行に参加した人の割合を表す

訪日外国人旅行消費額の製品別輸出額との比較(2016年)

○ 2016年の訪日外国人旅行消費額は3兆7,476億円で、電子部品の輸出額を超える水準となっている。



※観光、造船・舶用品、農林水産物、エアコン、冷蔵庫以外の各製品の金額は貿易統計(財務省)速報より算出。
 ※造船・舶用品、農林水産物、エアコン、冷蔵庫以外の金額は2016年の速報値。
 ※エアコン、冷蔵庫は2015年の確報値で、貿易統計(財務省)より算出。
 ※造船・舶用品の金額は2014年の確報値で、海事局データより算出。
 ※農林水産物の金額は農林水産省公表値で、2015年の確報値。
 ※映像機器にはテレビの輸出額を含む。
 ※カッコ内に記載の品名は、貿易統計における品名を示す。

宿泊旅行統計調査(平成28年・年間値)について

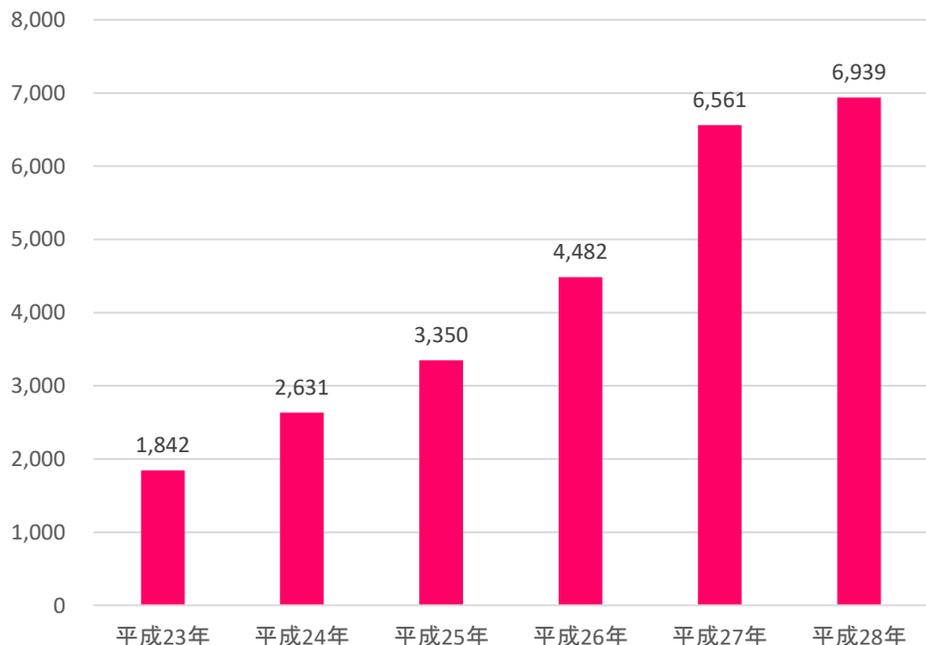
◇ 延べ宿泊者数

- 延べ宿泊者数(全体)は、4億9,249万人泊(前年比-2.3%)
- 日本人延べ宿泊者数は、4億2,310万人泊(同-3.5%)、外国人延べ宿泊者数は、6,939万人泊(同+5.8%)

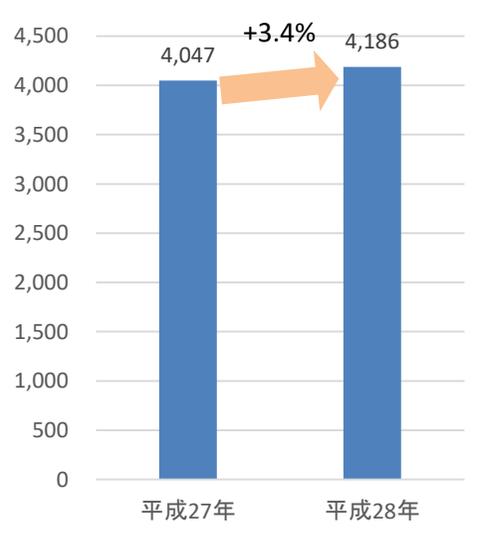
◇ 三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較

- 平成28年における三大都市圏と地方部(※)の外国人延べ宿泊者数の対前年比を比較すると、三大都市圏で+3.4%、地方部で+9.5%と、地方部の伸びが三大都市圏の伸びを上回った。
- 都道府県別では、香川県(+70.3%)、岡山県(+65.3%)等の伸び率が高かった。

(単位: 万人泊) 外国人延べ宿泊者数推移



(単位: 万人泊) 三大都市圏



(単位: 万人泊) 地方部



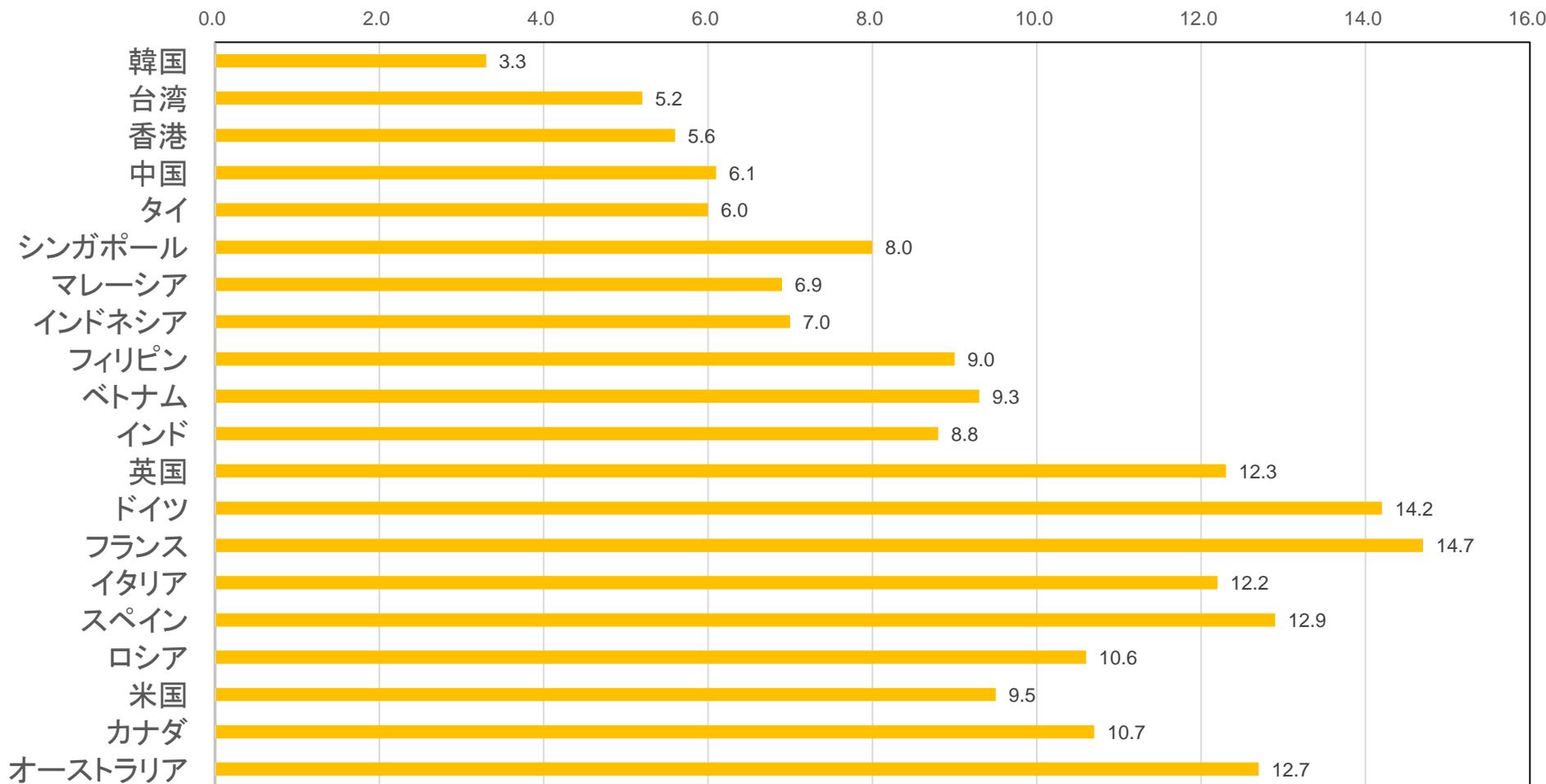
※) 三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の14都府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。

国によって異なる日本での宿泊日数

○ アジアからの訪日外国人は、滞在期間が短い傾向がある。
 一方、ヨーロッパなどの遠方からの訪日外国人は、滞在期間が長い傾向にあり、その分、日本国内での行動も変わってくるものと想定される。

観光・レジャー目的による訪日外国人の国別の平均宿泊数

(単位：泊)



「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」について

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議

訪日外国人旅行者数2000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標の設定とそのために必要な対応の検討を実施。

- 【議長】 内閣総理大臣
- 【副議長】 内閣官房長官、国土交通大臣
- 【構成員】 副総理兼財務大臣、地方創生担当大臣、一億総活躍担当大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
(民間有識者)
- 石井 至 石井兄弟社（旅行ガイド出版社）社長
- 井上 慎一 Peach Aviation（株）代表取締役CEO
- 大西 雅之 鶴雅グループ代表
- 小田 真弓 旅館 加賀屋 女将
- 唐池 恒二 九州旅客鉄道（株）会長
- デービッド・アトキンソン 小西美術工芸社社長
- 李 容淑 大阪国際大学客員教授



〈議長：安倍内閣総理大臣〉

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議ワーキンググループ

- 【座長】 内閣官房長官
- 【座長代理】 国土交通大臣
- 【構成員】 内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官
内閣官房副長官補、関係省庁局長 等



〈座長：菅内閣官房長官〉



昨年3月30日 「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定

安倍内閣3年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

	(2012年)	(2015年)
・ 訪日外国人旅行者数 は、 2倍増 の 約2000万人 に	836万人	⇒ 1974万人
・ 訪日外国人旅行消費額 は、 3倍増 の 約3.5兆円 に	1兆846億円	⇒ 3兆4771億円

新たな目標への挑戦！

訪日外国人旅行者数

2020年 :	4,000万人 (2015年の約2倍)	2030年 :	6,000万人 (2015年の約3倍)
---------	-------------------------------	---------	-------------------------------

訪日外国人旅行消費額

2020年 :	8兆円 (2015年の2倍超)	2030年 :	15兆円 (2015年の4倍超)
---------	---------------------------	---------	----------------------------

地方部での外国人延べ宿泊者数

2020年 :	7,000万人泊 (2015年の3倍弱)	2030年 :	1億3,000万人泊 (2015年の5倍超)
---------	--------------------------------	---------	----------------------------------

外国人リピーター数

2020年 :	2,400万人 (2015年の約2倍)	2030年 :	3,600万人 (2015年の約3倍)
---------	-------------------------------	---------	-------------------------------

日本人国内旅行消費額

2020年 :	21兆円 (最近5年間の平均から約5%増)	2030年 :	22兆円 (最近5年間の平均から約10%増)
---------	---------------------------------	---------	----------------------------------

「明日の日本を支える観光ビジョン」概要

これまでの議論を踏まえた課題

平成28年3月30日策定

- 我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。
- 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。
- CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めることが必要。
- 高齢者や障がい者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

視点 1 「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

- **「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放**
 - ・ 赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放
- **「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ**
 - ・ 2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- **「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ**
 - ・ 2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
- **おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ**
 - ・ 2020年を目途に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定

視点 2 「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」

- **古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ**
 - ・ 60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トップレベルの経営人材育成、民泊ルールの整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援
- **あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現**
 - ・ 欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和などを実施
 - ・ MICE誘致・開催の支援体制を抜本的に改善
 - ・ 首都圏におけるデジタルジェットの受入環境改善
- **疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化**
 - ・ 2020年までに、世界水準DMOを全国100形成
 - ・ 観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現

視点 3 「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」

- **ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現**
 - ・ 世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変
 - ・ ストレスフリーな通信・交通利用環境を実現
 - ・ キャッシュレス観光を実現
- **「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現**
 - ・ 「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化
 - ・ 新幹線開業やコンセクション空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通充実の実現
- **「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現**
 - ・ 2020年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上
 - ・ 家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

視点 1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に ①

1. 公的施設

「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放

- 「技」の粋がつくされた日本ならではの空間を世界に-



赤坂迎賓館

2016年4月19日から**一般公開を**
通年で実施。



京都迎賓館

2016年4月28日～5月9日に試験
公開を実施した上で、7月21日
から**一般公開を****通年で実施。**

ホーフブルク王宮 (オーストリア)

王宮内は、観光施設として日中見学が可能。一部を
レセプション会場等の利用向けに、一般開放。



王宮全景



宮殿内

2. 文化財

**「文化財」を、「保存優先」から
観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ**

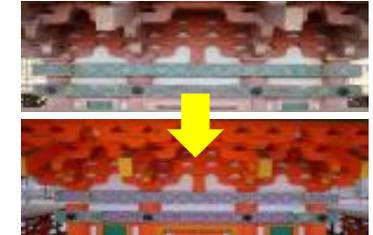
- 「とっておいた文化財」を「とっておきの文化財」に-



2020年までに、文化財を核とする**観光拠点**を
全国で200整備、わかりやすい多言語解説など
1000事業を展開し、集中的に支援強化。



観光拠点の面的整備
(福島県大内宿の茅葺き民家群)



修復整備の拡充と美装化
(清水寺三重塔の美装化)



わかりやすい多言語解説
(日光東照宮新宝物館)



結婚式場等への活用
(西日本工業倶楽部会館)

3. 国立公園

「**国立公園**」を、
世界水準の「ナショナルパーク」へ

—世界中から休日をすごしにくる上質感あふれる空間に—



2020年を目標に、**全国5箇所**（※1）の公園について、
保護すべき区域と観光活用する区域を明確化し、
民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと
集中改善。 （※1）7月25日に8箇所の候補を選定

イエローストーン国立公園（米国）

観光客が豊かな自然を体験するための施設やプログラムを提供。運営費の一部は、入場料やコンセッション料で充当。



野生動物を間近で観察



専門家によるガイドツアー



ビジターセンターでの旅行案内



魅力的なホテル

4. 景観

**おもな観光地で「景観計画」をつくり、
美しい街並みへ**

—ひと目見れば忘れない、ひと目見ただけで場所がわかる景観に—



2020年を目途に、原則として**全都道府県・全国の半数の市区町村**で、「**景観計画**」を策定。国が
専門家チームを地域派遣し、取組を徹底サポート。

（※）2015年9月末時点で、20都道府県、472市町村で
景観計画を策定済み

京 都 市

歴史的建造物の保全や景観法規制に加え、屋外広告物の適正化や地域協議会活動など、総合的な取組を展開。



屋外広告物の適正化が進んだ四条大通
（2007年 → 2015年）

5. 観光産業

古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ

規制・制度の抜本見直し（通訳案内士、ランドオペレーター、旅行業など）、トップレベルの経営人材育成、民泊ルールの整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援。

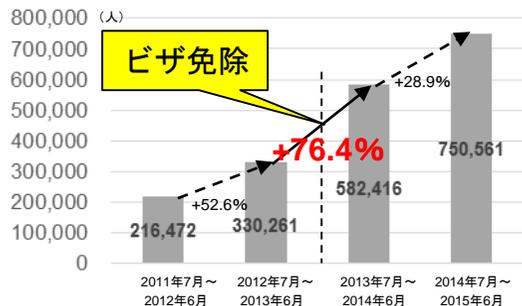
6. 市場開拓

あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現

欧米豪や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的ビザ緩和、MICE誘致支援、首都圏のビジネスジェット受入環境改善などを推進。

ビザ緩和による効果

タイからの訪日数（ビザ免除：2013年7月1日）



今後のビザ緩和対象5ヶ国

- ・中国
- ・フィリピン
- ・ベトナム
- ・インド
- ・ロシア

7. 観光地経営

疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化

2020年までに世界水準DMOを全国で100形成。観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現。

湯田中温泉（長野県山之内町）

湯田中温泉街の再生事業に対し、地域経済活性化支援機構（REVIC）と地元金融機関とが、ファンドにより投融資。



湯田中温泉



廃業した旅館や飲食店舗をリノベーション



視点3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

8. 滞在環境

ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現



世界最高水準の技術活用により出入国審査の風景を一変させるほか、ストレスフリーな通信・交通利用環境、キャッシュレス観光、ユニバーサルデザインなどを実現。

9. 地方交流

「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現

— 隅から隅まで日本の旅を楽しめるように —



「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化。また、新幹線開業やコンセッション空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通の充実を実現。



北海道新幹線の開業



複数空港の一体運営（新千歳）

10. 休暇

「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現

— 国民一人ひとりが「仕事も」「休日も」楽しめるように —



2020年までに、年次有給休暇取得率70%に向上。また、家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化などを推進。

家族の時間づくり（熊本県人吉市）

地域の伝統的な祭り開催日に、市内の全小・中学校を休業日とし、地元企業への有給休暇取得を働きかけ。



おくんち祭り



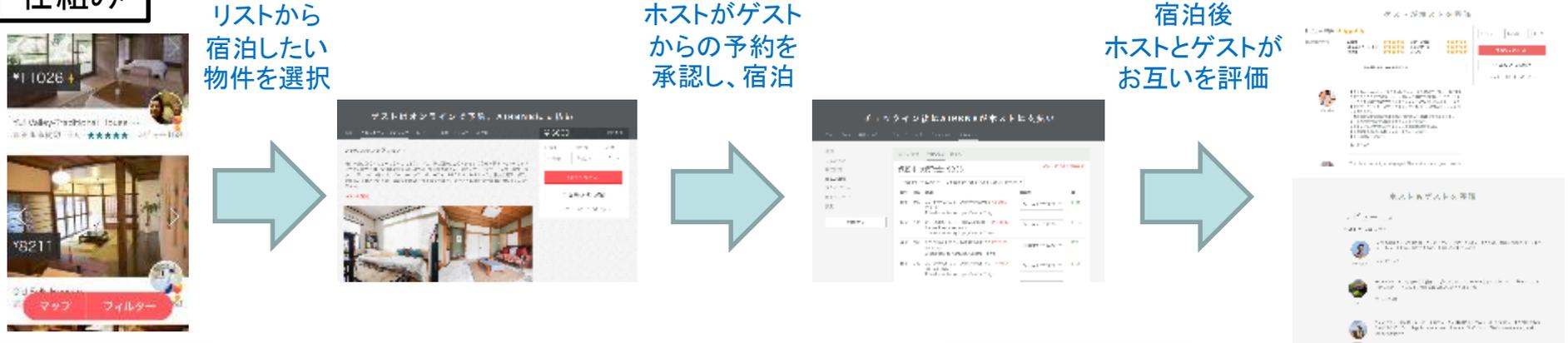
地域協議会の様子

2. 住宅宿泊事業法案成立の背景

Airbnb (エアビーアンドビー)とは

Airbnb・・・いわゆる民泊宿泊施設を有するホスト(提供者)と、当該宿泊施設での宿泊予約を行いたいゲスト(宿泊者)を結びつけるオンラインプラットフォームを提供
(本社所在地: アメリカ、 契約主体: アイルランド)

仕組み



日本の現状

- ・全国で約4万8000件の物件取扱い
 - ・2015年は約130万人の旅行者が利用
 - ・ゲストの旅行先は全47都道府県
(東京47%、大阪23%、京都15%、その他15%)
- (出典: Airbnb公表資料、HP)

全世界の現状

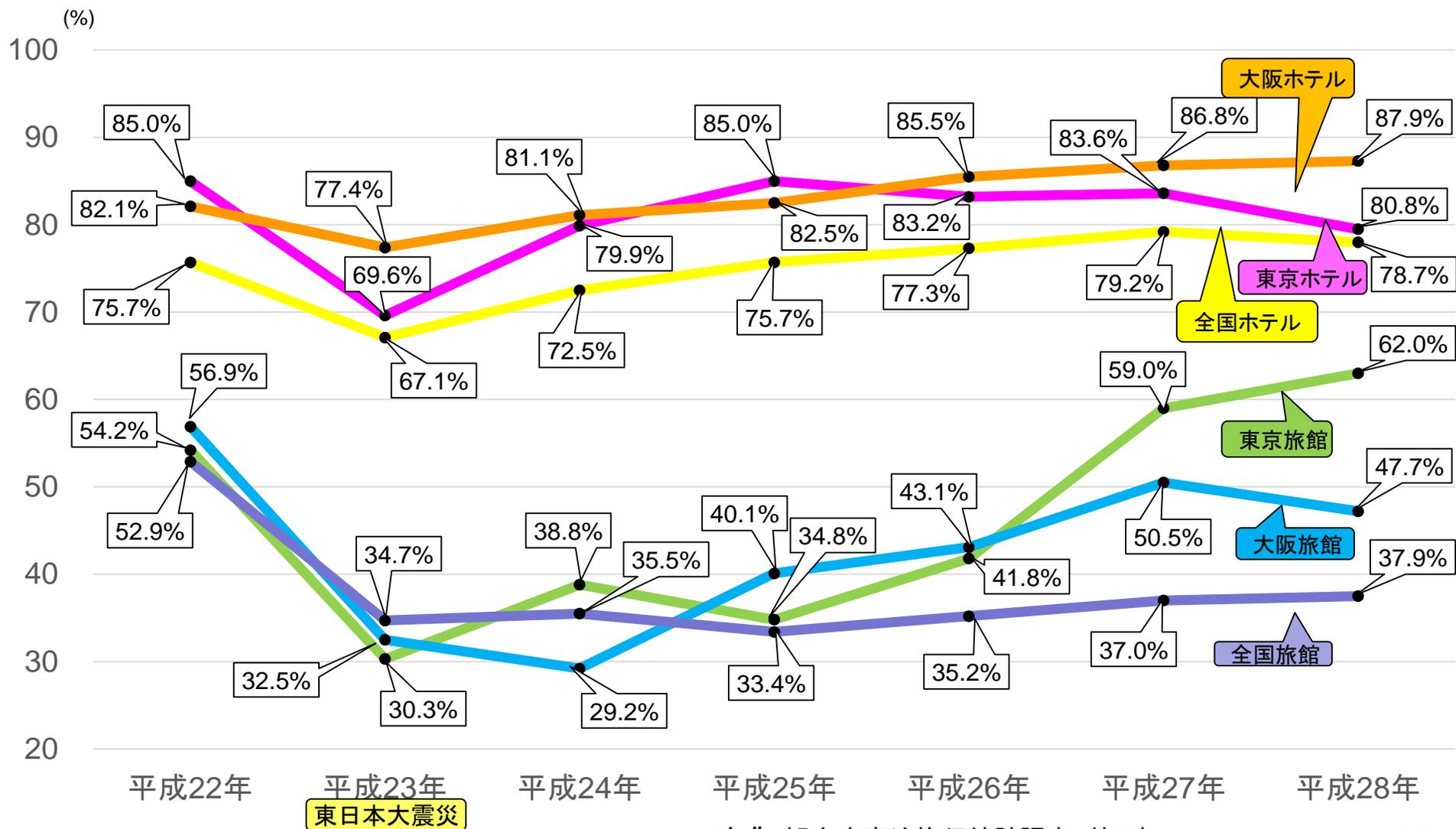
- ・191ヶ国3万4000以上の都市に
約250万の物件取扱い
 - ・2015年は約6000万の旅行者が利用
- (出典: Airbnb公表資料、HP)

最近の報道等

- ・Airbnbを利用した訪日客の数が2016年の累計で370万人を突破
(2015年の2倍以上の水準)
- ・訪日客2000万人超に対し、1割前後が同社のサービスを使った可能性あり



ホテル／旅館の客室稼働率の推移(東京・大阪・全国)



出典：観光庁宿泊旅行統計調査 第8表(ホテルはシティホテルの実績)

※平成28年の平均値

宿泊施設供給対策について

1. 都市部ホテル以外の宿泊施設の利用促進、訪日外国人受入改修への支援

(1) 空き室情報サイト(国内外)の開始

<現在> 全国稼働率 ホテル78%、旅館38%

東京 ホテル:79.5% 旅館:63%、大阪 ホテル:87.3% 旅館:47.2%



平均稼働率85%まで利用促進を図る。

(2) 訪日外国人受入環境整備(WiFi, 設備改修等)

※旅館の宿泊者に占める訪日外国人の割合 7%

2. ホテルの新設、増改築、転用・改修の推進

- ・容積率緩和(宿泊施設の整備に着目した制度の創設)
- ・政策金融による融資(インバウンド対応の設備投資等への支援)
- ・ホテルへの転用促進(寮・社宅、中古ビルの転用)



2020年初までの新規供給室数(2016年~2019年)
東京 2万室、大阪 0.9万室(2016年12月時点)

(2020年初までの新規供給室数: 東京1万室、大阪0.2万室)【2015年12月時点】



住宅等の空きストックの活用も選択肢に

3. 国家戦略特区 外国人滞在施設経営事業

- ・東京都大田区、大阪府、大阪市で条例制定し、導入
- ・最低滞在日数を、6泊7日以上から、2泊3日以上に緩和(10月末~)



大田区 : 認定33施設(3月27日時点)

大阪市 : 認定48施設(3月27日時点)



大阪府・大阪市で導入

4. 簡易宿所(旅館業法)の要件緩和(平成28年4月)

- ・延床面積33㎡の緩和 ⇒ 3.3㎡×人数
- ・一度に宿泊させる人数が10人未満の小規模施設は玄関帳場を要しない(通知改正)



200件(平成28年4月~7月)

5. 住宅宿泊事業法での対応(住宅提供者は届出制 等)

調査概要

- 民泊仲介サイトの情報を抽出（全国で15,127件、重複除く）
- 調査期間は平成28年10月～12月

調査結果概要

(1) 許可取得の状況

①許可	2,505件(16.5%)
営業種別内訳	
・旅館営業	645件(25.7%)
・ホテル営業	109件(4.4%)
・簡易宿所営業	1,701件(67.9%)
・特区民泊	50件(2.0%)
②無許可	4,624件(30.6%)
③物件特定不可・調査中等	7,998件(52.9%)

(2) 地域別の許可取得状況

○大都市圏中心市(※)	
・許可	150件(1.5%)
・無許可	2,692件(32.8%)
・物件特定不可・調査中等	5,358件(65.3%)
※ 大都市圏中心市とは東京都特別区部及び政令指定市 (総務省統計局)	

(3) 無許可物件の物件タイプ

①共同住宅	2,508件(54.2%)
②戸建て住宅	1,659件(35.9%)
③その他	457件(9.9%)

(4) 一泊あたりの平均宿泊料

①許可物件	16,571円
②無許可物件	7,659円
③物件特定不可・調査中	9,240円
全国平均	9,971円

(5) 宿泊可能人数

①許可物件	6.3人
②無許可物件	4.2人
③物件特定不可・調査中	4.6人
全国平均	4.8人

(6) 最低宿泊日数

①許可物件	1.3泊
②無許可物件	2.0泊
③物件特定不可・調査中	1.8泊
全国平均	1.8泊

民泊サービスのあり方に関する検討会

- 厚生労働省、観光庁が共同事務局として、平成27年11月に立上げ。
- 平成28年6月20日の第13回検討会において、最終報告書のとりまとめ。

<検討会構成員一覧>

相澤 好治	北里大学名誉教授	末永 照雄	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長
◎浅見 泰司	東京大学大学院工学系研究科教授	高橋 進	株式会社日本総合研究所理事長
今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授	廣岡 裕一	和歌山大学観光学部教授
梅沢 道雄	相模原市副市長	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
川口 雄一郎	公益社団法人全国賃貸住宅経営者○ 協会連合会会長	三浦 雅生	五木田・三浦法律事務所 弁護士
北原 茂樹	全国旅館ホテル生活衛生同業組合 連合会会長	森川 誠	一般社団法人不動産協会事務局長
熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士	吉川 伸治	神奈川県副知事
小林 恭一	東京理科大学大学院国際火災科学 研究科教授	吉川 萬里子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長

(50音順 ◎は座長、○は座長代理)

＜総論＞

- 適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、類型別に規制体系を構築し、早急に法整備に取り組むべき。既存の旅館業法とは別の法制度として整備することが適当。

＜民泊の制度設計のあり方＞

(基本的な考え方)

- 住宅を活用した宿泊サービスの提供と位置づけ、一定の要件の範囲内で実施するもの

(家主居住型・家主不在型)

- 住宅提供者は行政庁へ届出
- 家主不在型は管理者に管理を委託
- 管理者は行政庁へ登録
- 住宅提供者、管理者は適切な管理(名簿備付け、衛生管理、苦情対応、契約違反の確認等)
- 宿泊者1人当たりの面積基準(3.3㎡以上)遵守
- 行政庁による報告徴収・立入検査・業務停止・罰則
- 宿泊拒否制限規定は設けない

(仲介事業者)

- 仲介事業者は、行政庁へ登録
- 行政庁による報告徴収・立入検査・業務停止・罰則
- 法令違反行為を行った者の名称等の公表

(一定の要件)

- 年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定。既存の旅館等との競争条件にも留意
- 住居専用地域でも実施可能。地域の実情に応じて条例等により禁止することも可能

(所管行政庁)

- 国レベルは国交省と厚労省の共管
- 地方レベルの窓口の明確化と部局間での連携
- 保健所その他関係機関における体制強化

(その他)

- 制度設計の具体化に当たっては、地域の実情に配慮することも必要
- 「届出」及び「登録」の手続きはインターネットの活用を基本とする

＜ホテル・旅館に対する規制の見直し、無許可営業の取締り強化＞

- 既存のホテル・旅館に対する規制の見直しも、民泊への規制との均衡も踏まえ早急に検討すべき
- ホテル・旅館営業の一本化 ○ 宿泊拒否制限規定の見直し ○ 無許可営業者に対する罰則の見直し
- 無許可営業者への報告徴収・立入権限規定の新設 など

3. 住宅宿泊事業法の内容

住宅宿泊事業法の概要

背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズや逼迫する宿泊需給への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① **都道府県知事への届出**が必要
(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設)
- ② 家主居住型の場合は、**住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置**(衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等)を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京23区)が監督(届出の受理を含む)・条例制定措置を処理できる

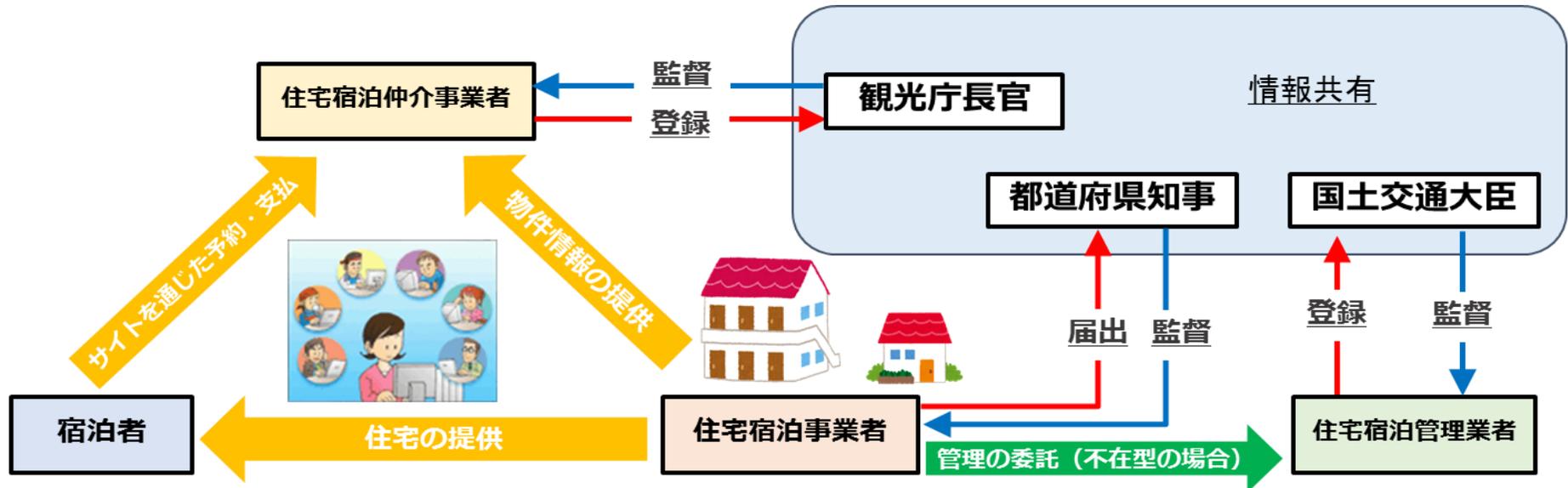
2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① **国土交通大臣の登録**が必要
- ② **住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置**(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)の実施と1②の措置(標識の掲示を除く)の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① **観光庁長官の登録**が必要
- ② **住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置**(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○**公布** 平成29年6月16日 ○**施行期日** 公布日から1年以内



1. 住宅宿泊事業者に係る制度

① 住宅宿泊事業(民泊サービス)を行おうとする者は、**都道府県知事への届出**(氏名、住所、住宅の所在地その他)が必要 ⇒ **匿名性の排除**

※ 年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組み(例:日数(期間)制限条例)の創設

※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京23区)が監督(届出の受理を含む)・条例制定事務を処理できることとする

② 家主居住型の住宅宿泊事業者に対し、**住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置**を義務付け
 <住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置>

- (1) 宿泊者の衛生確保の措置
- (2) 避難機器設置等の安全確保の措置
- (3) 外国語による施設利用方法の説明
- (4) 宿泊者名簿の備付け

⇒ **安全面、衛生面の確保**

- (5) 騒音防止等、必要事項の宿泊者への説明
- (6) 苦情等の処理

⇒ **近隣トラブルの防止**

- (7) 契約の仲介を委託する場合、登録を受けた旅行業者又は住宅宿泊仲介業者へ委託

⇒ **違法な無登録仲介業者の排除**

- (8) 標識の掲示 ⇒ **合法民泊の明示
(その結果、違法民泊も特定可能)**

⇒ **チャイムの押し間違え等の迷惑防止**

- (9) 年間提供日数の定期報告

③ 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
 ⇒ **管理不全の防止**

④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督(業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令、報告徴収、立入検査)を実施 ※ 罰則あり

⑤ 保健所設置市の市長への通知

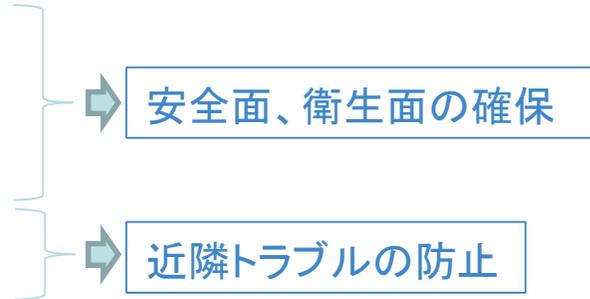
2. 住宅宿泊管理業者に係る制度

① 住宅宿泊管理業(家主不在型の住宅宿泊事業者から委託を受けて、前頁の1②(1)~(6)の措置等を行うもの)を営もうとする者は**国土交通大臣の登録**が必要

② 住宅宿泊管理業者に対し、**住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置の代行**と**住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置**の実施を義務付け

<住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置>

- (1) 宿泊者の衛生確保の措置
- (2) 避難機器設置等の安全確保の措置
- (3) 外国語による施設利用方法の説明
- (4) 宿泊者名簿の備付け
- (5) 騒音防止等、必要事項の宿泊者への説明
- (6) 苦情等の処理



<住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置>

- (1) 信義・誠実に業務を処理する原則
- (2) 誇大広告等の禁止
- (3) 不実告知等の禁止
- (4) 管理受託契約の内容の説明
- (5) 契約書面の交付
- (6) 住宅宿泊事業者への定期報告



③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督(業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し、報告徴収、立入検査)を実施 ※罰則あり

④ 都道府県知事は、住宅宿泊管理業者が代行する「住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置」に係る監督(業務改善命令、国土交通大臣への業務停止命令要請、報告徴収、立入検査)を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度

- ① 住宅宿泊仲介業を営もうとする者は、**観光庁長官の登録**が必要
(※日本に事務所等のない外国住宅宿泊仲介業者も登録が必要)
- ② 住宅宿泊仲介業者に対し、**住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置**を義務付け

＜住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置＞

- (1) 信義・誠実に義務を処理する原則
- (2) 住宅宿泊仲介業約款の届出及び掲示
- (3) 宿泊料金、仲介手数料の公示
- (4) 住宅宿泊仲介契約の内容説明及び書面交付
(情報通信システムの利用も可)
- (5) 不当な勧誘等の防止

⇒ 宿泊者(利用者)の保護の確保

- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督(業務改善命令、登録の取消し、報告徴収、立入検査)を実施
 ※観光庁長官が、住宅宿泊仲介業の適正な運営の確保のために、外国住宅宿泊仲介業者に求めた報告や資料の提出がない場合は登録の取消し(→監督処分公告)
 ※罰則あり

4. 通訳案内士制度を取り巻く現状

通訳案内士とは

- 通訳案内士は、外国人に付き添い、外国語を用いて、有償で、旅行に関する案内を行うための国家資格。
- 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならず、通訳案内士またはこれに類似する名称を用いてはならない。

通訳案内士試験

一次試験

(筆記試験)

- ・外国語
- ・日本地理
- ・日本歴史
- ・産業、経済、政治及び文化に関する一般常識



二次試験

(口述試験)

- ・発音及び発声
- ・文法及び語彙
- ・プレゼンテーション能力
- ・コミュニケーション能力

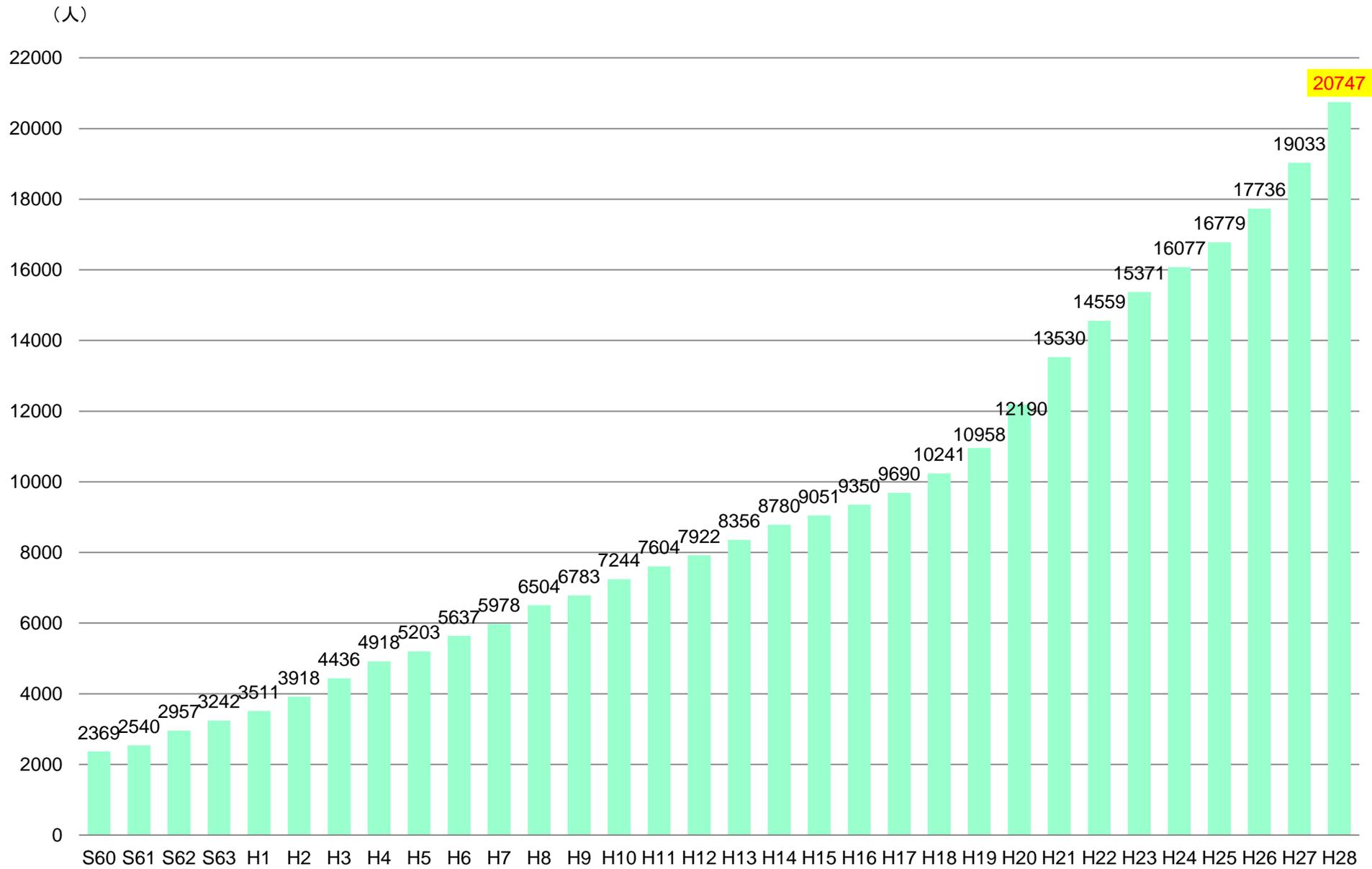
※JNTO((独)国際観光振興機構)が実施

合格

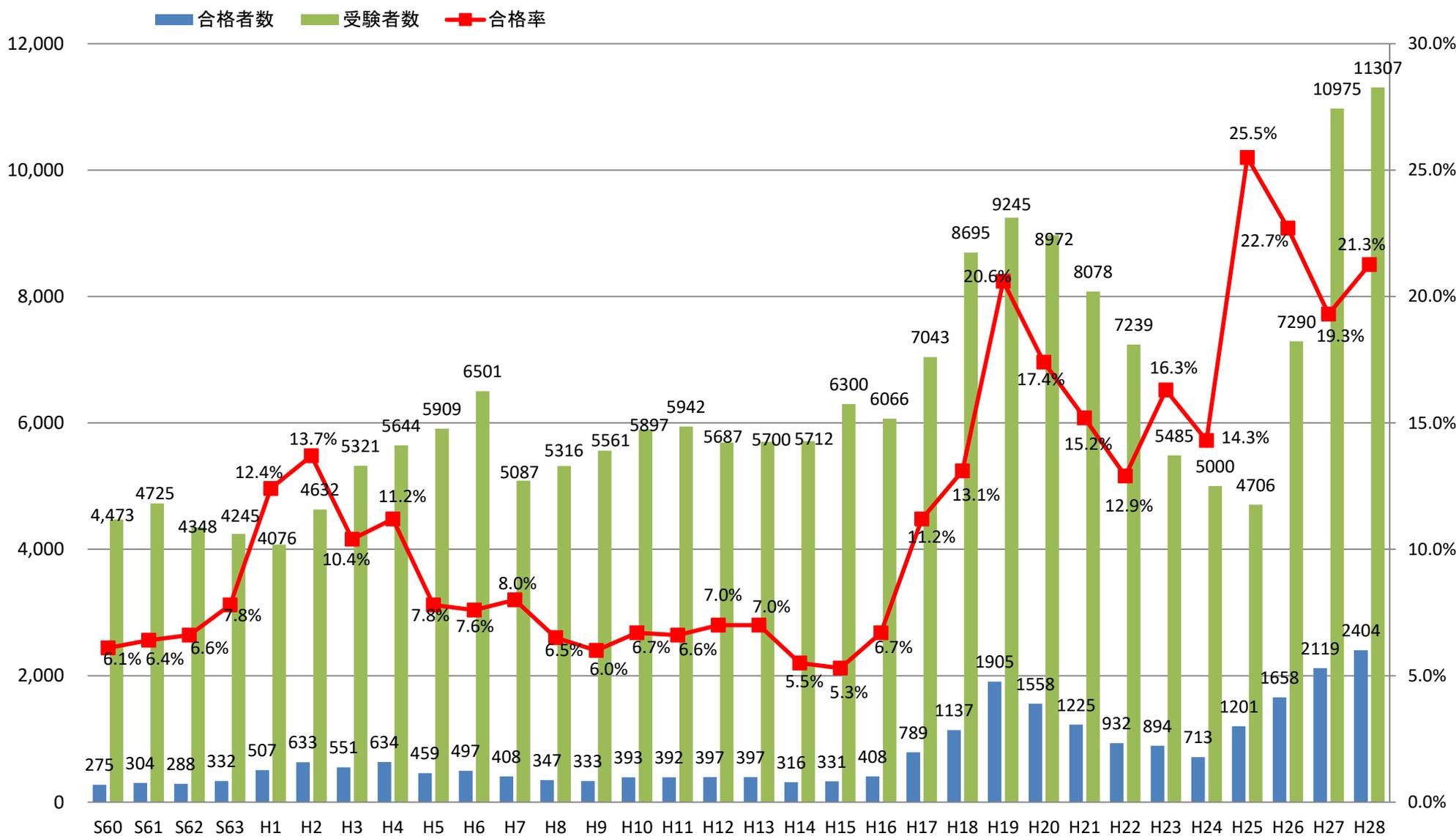
都道府県が備える登録簿への登録



通訳案内士登録者数等の推移



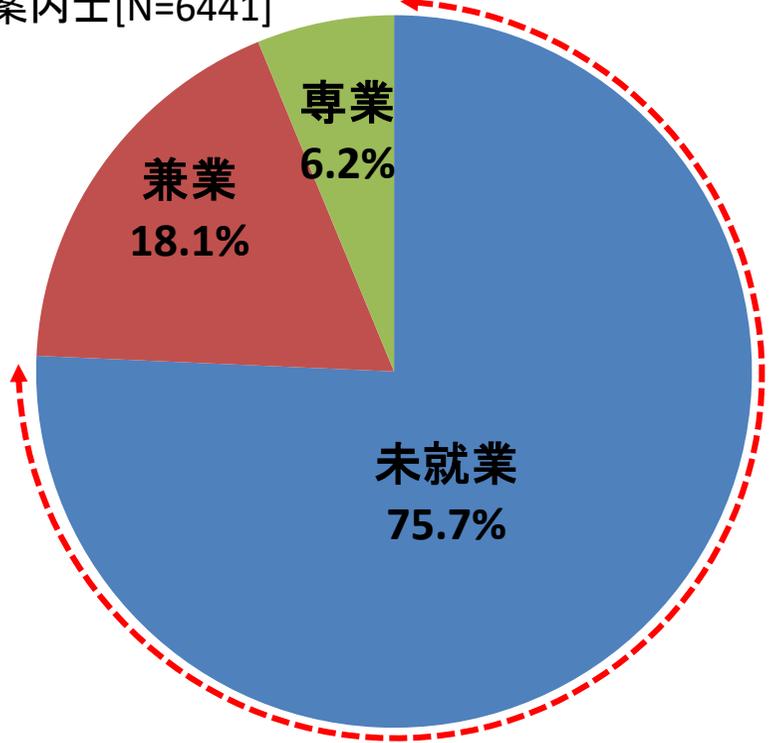
通訳案内士試験受験者数・合格者数・合格率の推移



- 通訳案内士の資格取得者の4分の3が、その資格を活かしていない。
- 資格を活用している場合でも、その多くが兼業で、就業日数や収入割合も決して高いとはいえず、**より一層の資格の活用方策が求められる。**

資格取得者の活用状況

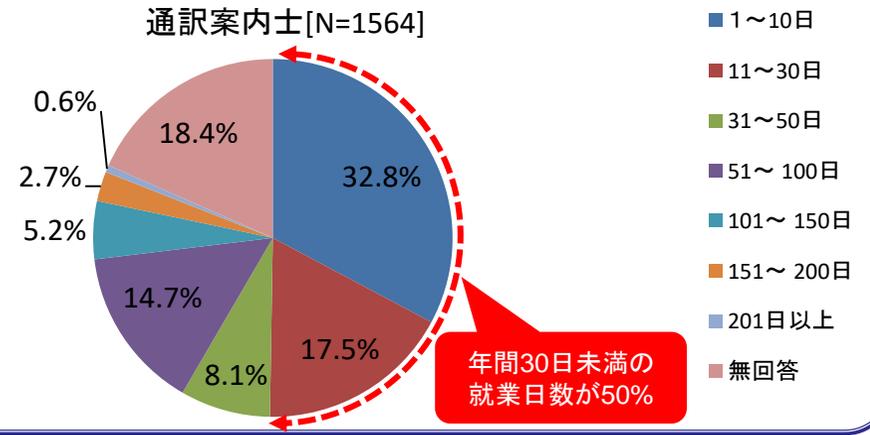
通訳案内士[N=6441]



未就業者のうち約3分の1は、条件さえ合えば、通訳案内士として就業することを希望

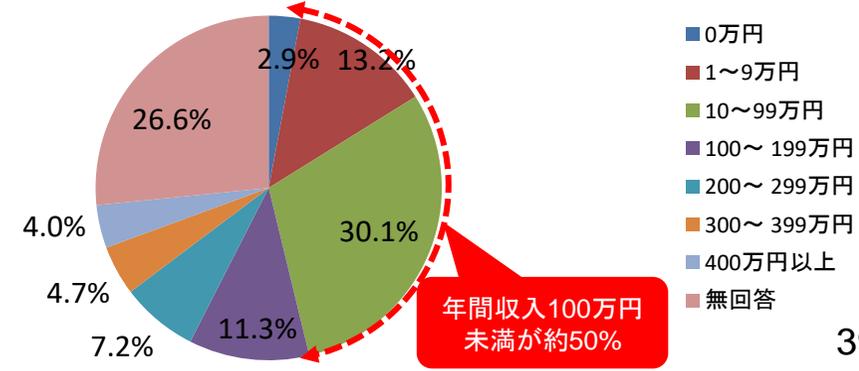
就業日数

通訳案内士[N=1564]



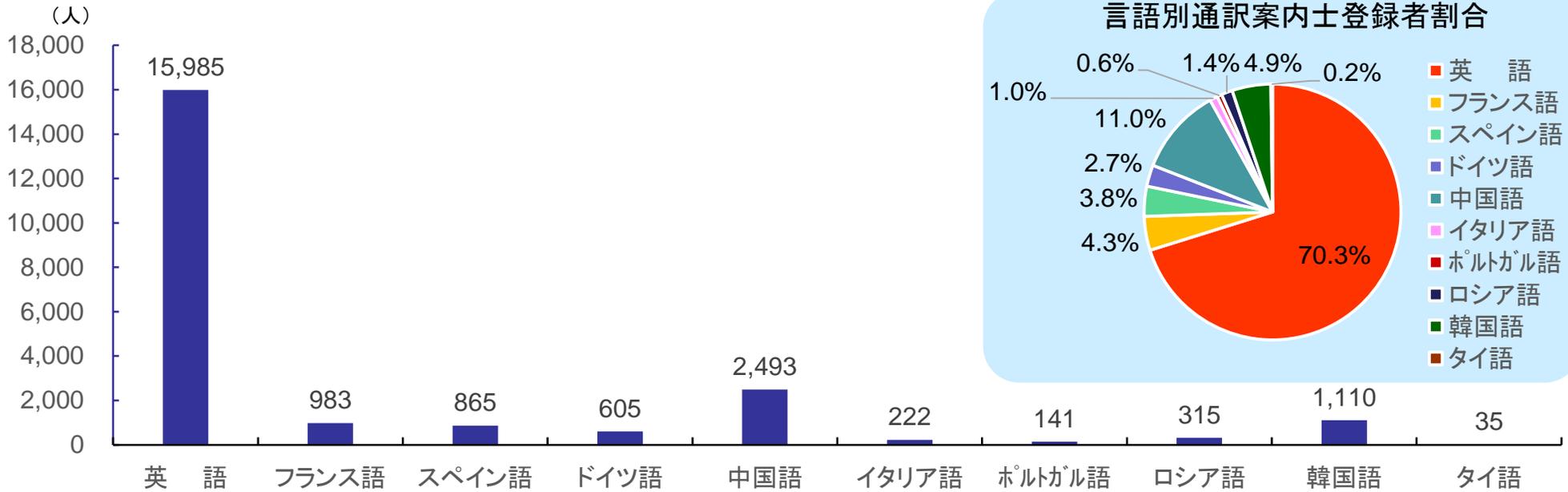
収入割合

通訳案内士[N=1564]



言語別通訳案内士登録者数

○言語別では英語に集中する傾向がある。
 ○背景としては、英語受験者と比較すると、中国語、韓国語、タイ語の受験者の合格率が低いことが要因の一つとなっている。一次試験においては、外国語のほか日本歴史、日本地理、一般常識が試験科目となっており、外国人が受けようとするとな難易度が高いとの指摘がある。

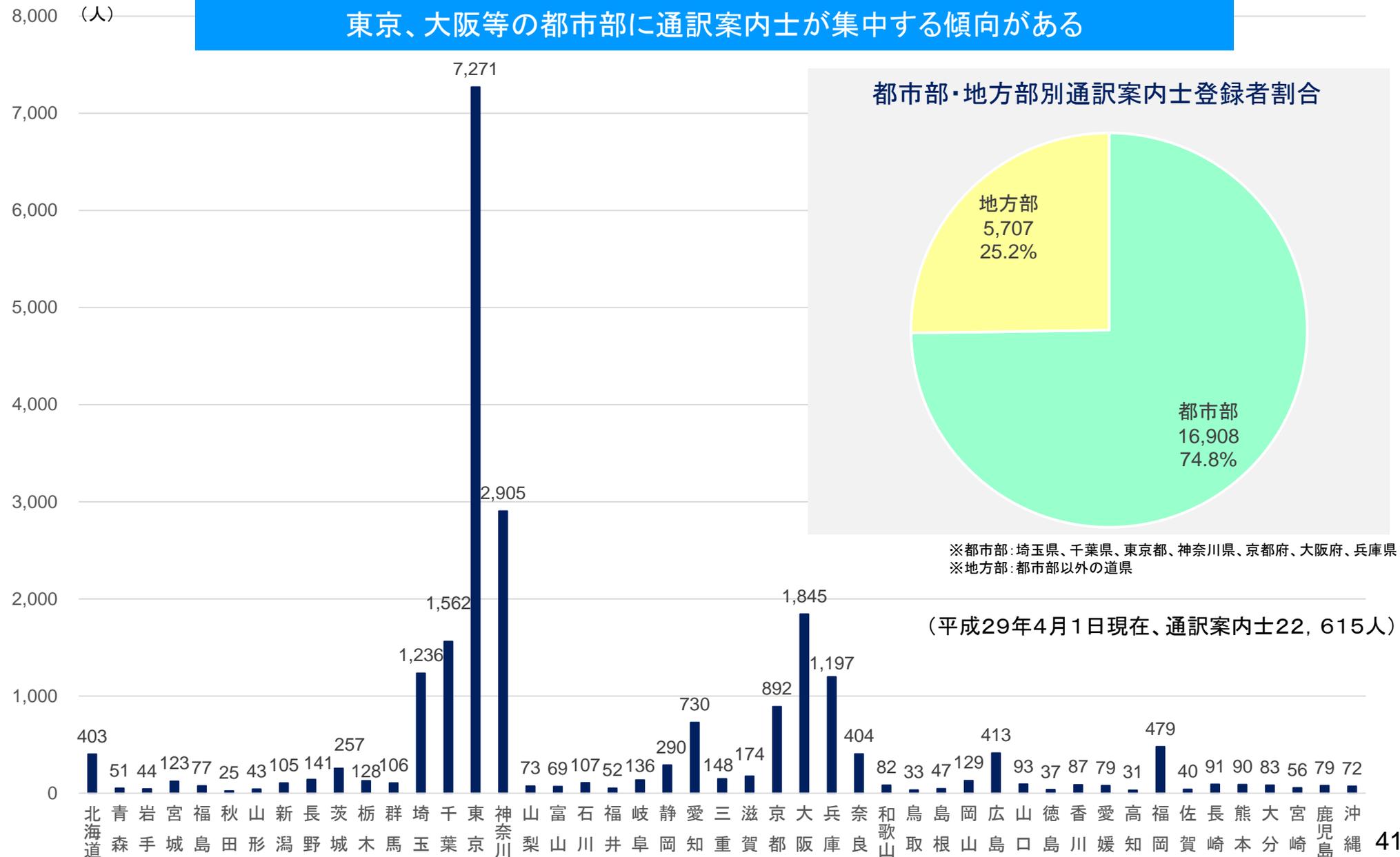


(平成29年4月1日現在、通訳案内士22,754人(延))

	英語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	中国語	イタリア語	ポルトガル語	ロシア語	韓国語	タイ語	合計
受験者 (割合)	8,427 (74.5%)	334 (3.0%)	253 (2.2%)	99 (0.9%)	1,476 (13.1%)	119 (1.1%)	62 (0.5%)	111 (1.0%)	379 (3.4%)	47 (0.4%)	11,307
最終合格者	2,006	67	59	31	140	15	10	13	60	3	2,404
合格率	23.8%	20.1%	23.3%	31.3%	9.5%	12.6%	16.1%	11.7%	15.8%	6.4%	21.3%

都道府県別通訳案内士登録者数

東京、大阪等の都市部に通訳案内士が集中する傾向がある



言語別の通訳案内士1人あたりの訪日外国人旅行者数

○ 言語別の通訳案内士数は英語に偏在しており、特に東南アジアの言語においては、現状の有資格者のみでは訪日外国人旅行者への対応は困難な状況。

	2016年の訪日外国人旅行者数	通訳案内士の登録者数 (2017年4月1日時点)	通訳案内士1人あたりの訪日外国人旅行者数
中国 (中国、台湾、香港)	1,238 万人	2,493 人	4,966 人/人
韓国	509 万人	1,110 人	4,586 人/人
英語 (米国、英国、豪州、カナダ、インド、シンガポール、フィリピン)	309 万人	15,985 人	193 人/人
タイ	90 万人	35 人	25,754 人/人
マレーシア	39 万人	—	—
インドネシア	27 万人	—	—
フランス	25 万人	983 人	258 人/人
ベトナム	23 万人	—	—
ドイツ	18 万人	605 人	303 人/人
イタリア	12 万人	222 人	537 人/人
スペイン	9 万人	865 人	106 人/人
ロシア	5 万人	315 人	174 人/人
その他	98 万人	141 人	6,950 人/人
合計	2,404 万人	22,754 人	1,056人/人

通訳案内士試験の出願者数拡大に向けた取組

出願者数拡大に向けた取組として、「筆記試験 免除対象の拡大」ならびに「準会場制度の導入」を推進

筆記試験 免除対象の拡大

免除科目	24年度以前	25年度	26年度	27年度	28年度
英語			実用英語技能検定1級		
			TOEIC公開テスト840点以上 TOEICスピーキングテスト150点以上 TOEICライティングテスト160点以上		
フランス語		実用フランス語技能検定1級			
ドイツ語		ドイツ語技能検定試験1級			
中国語		中国語検定試験1級			HSK6級
		「ハングル」能力検定試験1級			
韓国語		韓国語能力試験6級			
		旅行業務取扱管理者			
日本地理		地理能力検定日本地理1級・2級			
		歴史能力検定日本史1級・2級			
日本歴史		センター試験日本史B 60点以上			
		センター試験現代社会 80点以上			
一般常識		センター試験現代社会 80点以上			

準会場制度の導入(平成25年度試験より)

- 内部に一定数の受験者がいる学校が、教室等を提供することにより、筆記試験の試験会場となることができる制度。
- 学生が普段使用している教室で通訳案内士試験が受験可能。※平成28年度受験者数 128人

【平成28年度 通訳案内士試験準会場】

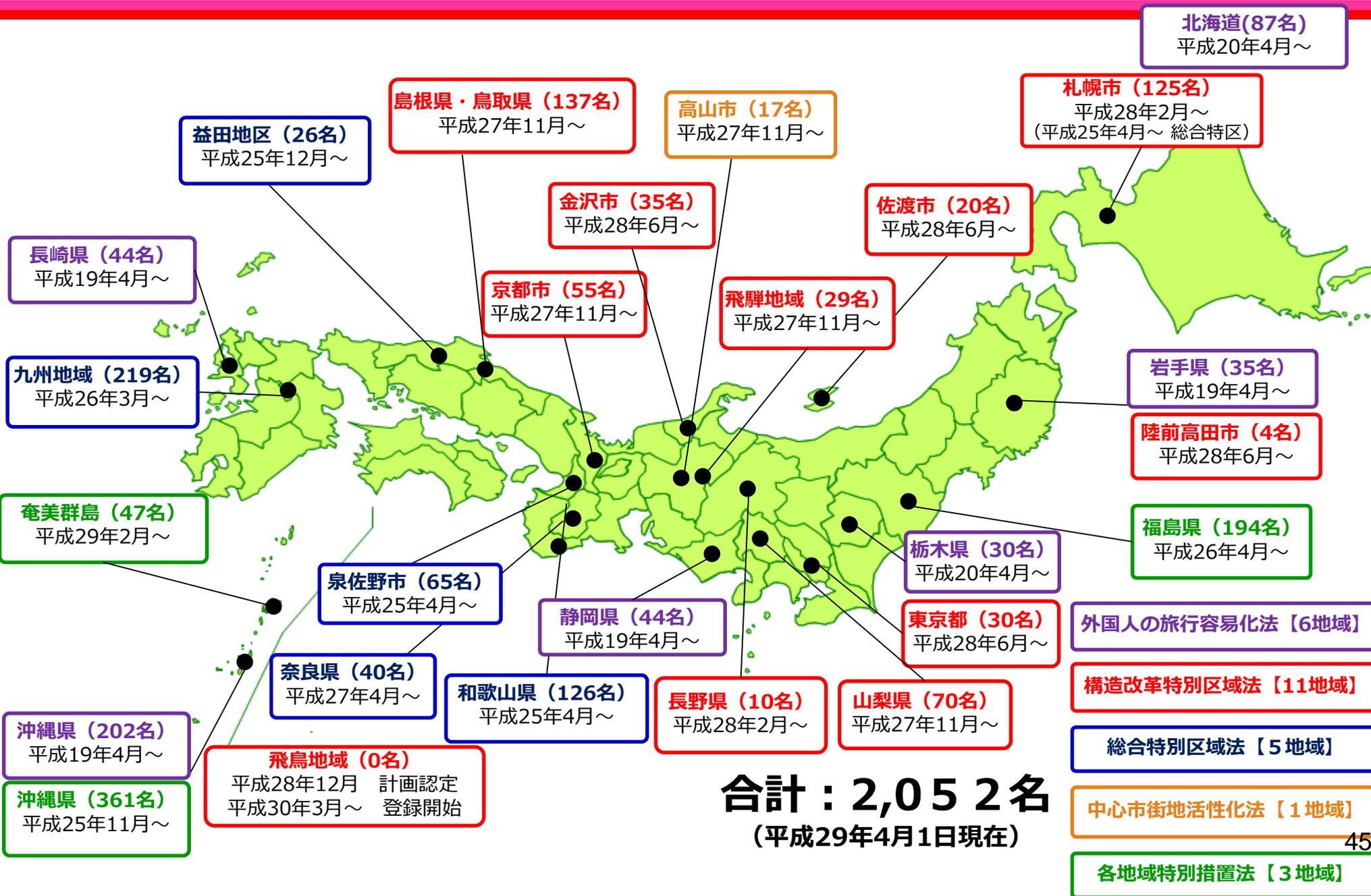
- ・駿台トラベル&ホテル専門学校(東京都豊島区)
- ・東京観光専門学校(東京都新宿区)
- ・早稲田文理専門学校(東京都豊島区)
- ・神田外語大学(千葉県千葉市)
- ・ECC国際外語専門学校(大阪府大阪市)
- ・国際外語・観光・エアライン専門学校(新潟県新潟市)
- ・熊本外語専門学校(熊本県熊本市)
- ・ケンブリッジ英検近畿試験センター(兵庫県神戸市)

地域ガイド制度について

通訳案内士不足に対応するため、地方公共団体が独自に行う試験の合格や研修を修了すれば、一定区域内において、有償ガイド行為を可能とする「**地域ガイド制度**」を導入

	通訳案内士 (通訳案内士法)	地域限定 通訳案内士 (外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)	地域特例通訳案内士						
			地域特措法				中心市街地 活性化法	総合特区法	構造改革 特区法
			福島復興 再生特措法	沖縄振興 特措法	奄美群島 振興開発 特措法	小笠原諸 島振興 開発 特措法			
役割	高度な語学能力、案内知識を備え、幅広いニーズに対応	一定レベルの語学力、各県内に関する知識を備え、各県の観光振興等に貢献	各地域の個別のニーズに対応するための語学力、知識を備え、簡易な手続きで資格付与						
取得条件	国の試験	都道府県の試験	地方公共団体の研修						
施行日	昭和24年 6月15日	平成18年 4月1日	平成24年 5月31日	平成24年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 7月3日	平成24年 4月1日	平成27年 9月1日
対象地域 (主体)	全国	外客来訪促進計画を策定した地域 (都道府県)	福島県	沖縄県	奄美群島	小笠原村	中心市街地活性化基本計画を策定した地域	総合特別区域計画を策定した地域 (都道府県又は市町村)	構造改革特別区域計画を策定した地域 (都道府県又は市町村)
言語	10カ国語	地域の需要に応じた言語	地域の需要に応じた言語						
登録者数 (H28.6)	20,747名	434名(6道県) ※現在は沖縄県のみ試験実施	942名						
			137名	276名	—	—	16名 (1地域)	388名 (5地域)	125名 (10地域)

地域ガイドの状況(全国一覧)



合計：2,052名
(平成29年4月1日現在)

5. 通訳案内士法改正の内容

訪日インバウンドの急増に対応した通訳案内士法改正

○通訳ガイドの量的不足、ガイドニーズの多様化に対応した業務独占制の廃止等通訳案内士制度の大幅な見直し＜通訳案内士法の一部改正＞

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)関連】

＜現状・課題＞

- ①訪日外国人の急増している中で、地方部への訪問を増大させていくことが必要。
- ②現行の通訳案内士は大都市部に偏在、言語も英語に偏り。
- ③旅行者の興味関心は千差万別で通訳ガイドに対するニーズも多様化。(例: 伝統文化を知りたい、着付け体験をしたい等)
- ④特区等における地域特例通訳案内士が増加。(平成28年6月時点: 25地域1,376名)

【法案の内容】

＜通訳案内士の業務独占規制の廃止・ニーズ多様化への対応＞

- ①業務独占規制の廃止・名称独占規制の存続。
- ②地域ガイド特例を地域通訳案内士として全国展開。
- ③全国通訳案内士の試験科目の見直し(通訳案内の実務に係る科目の追加)。
- ④全国通訳案内士に対し定期研修受講の義務付け。

【法案以外の対応】

○無資格ガイドの質の向上

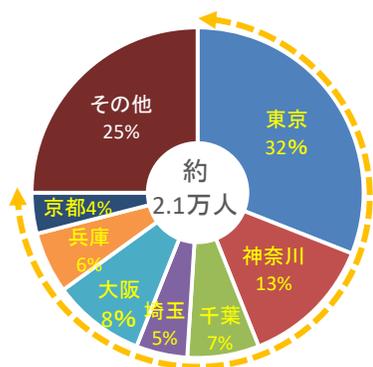
- ・無資格者に対しても、有資格者が受講する研修受講を呼びかけ。

○悪質ガイドの防止

- ・旅行業者、ランドオペレーターに対し、有資格者を優先的に手配するようガイドライン等を通じて指導。
- ・有資格者のデータベースを整備。無資格者にも参加を促し、利用者の評価で質の高い者から選ばれるような環境整備。
- ・悪質な手配を行う外国旅行業者については、各国観光当局に対し情報を提供し、各国法に基づく取締り・指導を要請。

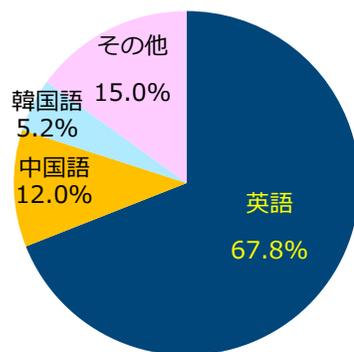
大都市部への偏在

(4分の3は都市部)



英語への偏在

(3分の2は英語)



〈改正事項①〉 業務独占規制の廃止・名称独占規制の存続

1. 通訳案内士法

(通訳案内士でない者の業務の制限)

第三十六条 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。



廃止

(名称の使用制限)

第三十七条 通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。



存置
(新第52条)

2. 他の資格の例

(1) 業務独占資格

「有資格者以外は当該業務に従事することを禁ずることにより、資格者に対して業務を独占させるとともに業務上の一定の義務化を課する資格」(臨時行政改革推進審議会資料より)

例) 医師、税理士等

(2) 名称独占資格

特別の知識又は技能を必要とし、法令により一定の資格を有しなければならないこととされている職業については、その資格を有しない者が当該職業の名称を使用することを禁止し、公衆の保護を図る例が多い(法令用語辞典)

例) マンション管理士、社会福祉士、介護福祉士等

(3) その他

必置資格

「災害の防止や作業の円滑な実施等を通じ、労働者や国民一般の生命・財産・安全の確保、生活環境の保全等の社会的利益の実現を目的」とし、「専門性・技術性の高い分野・業務について、特定の公的資格者を有する者等の配置を義務付ける」もの。(行政改革推進本部規制改革委員会資料より)

例) 宅地建物取引主任者、旅行業務取扱管理者等

〈改正事項②〉 地域ガイド特例を地域通訳案内士として全国展開①

	通訳案内士 (通訳案内士法)	地域限定 通訳案内士 (外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)	地域特例通訳案内士						
			地域特措法				中心市街地活性化法	総合特区法	構造改革特区法
			福島復興再生特措法	沖縄振興特措法	奄美群島振興開発特措法	小笠原諸島振興開発特措法			
取得条件	国の試験	都道府県の試験	自治体の研修						
対象地域	全国	外客来訪促進計画を策定した地域(都道府県)	福島県	沖縄県	奄美群島	小笠原村	中活基本計画策定地域	特区計画策定地域(都道府県又は市町村)	特区計画策定地域(都道府県又は市町村)
登録者数(H28.6)	20,747名	434名(6道県) 現在、沖縄のみ試験実施	137名	276名	—	—	16名(1地域)	388名(5地域)	125名(10地域)



地域ガイドについては、引き続き存続させるが、特区等の特例ではなく、全国的に実施できるよう通訳案内士法の中に位置付け(現行の各法における特例規定は削除)

	全国通訳案内士 (通訳案内士法)	地域通訳案内士 (通訳案内士法)
取得条件	国の試験	自治体の研修
対象地域	全国	地域通訳案内士育成等計画を策定した地域(都道府県又は市町村)

〈改正事項②〉 地域ガイド特例を地域通訳案内士として全国展開②

地域通訳案内士基本指針(第53条)

- 国土交通大臣は、地域通訳案内士の育成、確保及び確保に関する地域通訳案内士育成等基本指針を策定

◆地域通訳案内士育成等基本指針

- ・地域通訳案内士の育成等に関する基本的な事項
- ・地域通訳案内士育成等計画の作成の指針となるべき事項
- ・地域通訳案内士の育成等に関する重要事項

地域通訳案内士育成等計画(第54条)

- 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士基本指針に基づき、単独で又は共同して、地域通訳案内士育成等計画を定めることができる

◆地域通訳案内士育成等計画

- ・業務区域
- ・研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項
- ・計画の実施に関し必要な事項

全国通訳案内士との違い

- 研修の修了により資格取得。
(※)研修修了時には効果測定試験有り
- 全国通訳案内士は英検1級程度の語学レベルであるのに対し、地域通訳案内士は英検2級程度の語学レベル。

観光庁長官の同意

- 地域通訳案内士育成等計画について同意を得た市町村又は都道府県は、研修を実施(第55条)

研修を修了した者は、地域通訳案内士育成等計画に定められた業務区域における
地域通訳案内士としての資格を取得

(※) 地域通訳案内士も、業務区域での名称独占が認められる(第60条)

〈改正事項③〉 全国通訳案内士の試験科目の見直しと定期研修の導入

○ 通訳案内士には、旅行者の関心事項に対応した幅広い「知識」と顧客満足度を高める「能力(スキル)」の両面が必要とされる。今回の見直しにより、「実務」の部分を試験対象に追加。

① 通訳案内士に求められる知識

- ✓ 語学、歴史、地理、一般常識など、業務遂行にあたり必要な知識
- ✓ ヒアリング・スピーキング・リスニングなど、適切に外国人旅行者と意思疎通が図れる語学力 など



試験で
審査

② 実務において求められる知識 (例)

- ✓ 交通・食事・宿泊先の対応など、フルアテンドの旅程管理に関する基礎的な知識
- ✓ 体調不良や災害発生時など、緊急対応時に関する知識
- ✓ 通訳案内士法の内容や貸切バスの安全基準など、旅行者の安全確保等に係る国の制度に関する知識



今回の見直し
により新しい
試験科目に追加

3~5年に1回
の研修の範囲

③ 通訳案内士としてのスキル (ヒューマンスキル)

- ✓ 外国人の要望を引き出し、解決する高いコミュニケーション能力
- ✓ 誠実性、協調性、エンタメ性など、旅行者に対する献身的な対応能力
- ✓ 手配業者・接待側等に対する責任および配慮



通訳案内士が
自主的に研鑽
を積むべき範囲
(国は研修の
受講を推奨)

④ 顧客獲得・継続のノウハウ (ビジネススキル)

- ✓ 通訳案内士間における仕事の紹介
- ✓ 顧客の満足度向上による他者の紹介(口コミ)
- ✓ Webなど、プロモーションツール利用のノウハウ



通訳案内士に求められる要素

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 全国通訳案内士及び地域通訳案内士への信頼を保つために、新制度の周知に最善を尽くすこと。
- 二 全国通訳案内士等の有資格者の就業機会を確保する環境を整備すること。
- 三 無資格者に対しても有資格者が受講する研修受講を呼びかけ、訪日外国人観光客の急増に適切に対処すること。
- 四 悪質ガイドを防止するために、諸外国と連携しそれぞれの国内法に基づく取締りを要請するとともに、国内観光地においても啓発活動を実施し、旅行者の安心と安全を確保し、訪日外国人観光客のニーズに応え、質の高い旅行を提供するための環境整備に努めること。

附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 全国通訳案内士及び地域通訳案内士が本法により位置づけられた資格であることの意義を踏まえ、その信頼を保つために、新制度の周知に最善を尽くすこと。
- 二 全国通訳案内士等の有資格者の内外での認知度を高めるための措置を講じるとともに、就業機会を確保する環境を整備すること。また、全国通訳案内士等の団体を通じて就業状況の実態把握に努めて定期的に公表し、必要に応じ、より効果的な取り組みを行うよう努めること。
- 三 全国通訳案内士に対して義務付けされる定期研修について、有資格者にとって受講しやすいものとなるよう制度設計を行うとともに、無資格者に対しても有資格者が受講する研修受講を呼び掛け、訪日外国人観光客の急増に適切に対処すること。
- 四 悪質ガイドを防止するために、諸外国と連携しそれぞれの国内法に基づく取締りを要請するとともに、国内観光地において定期的に啓発活動を実施することを通じて、旅行者の安心と安全を確保し、訪日外国人旅行客のニーズに応え、質の高い旅行を提供するための環境整備に努めること。

通訳案内士登録情報システムの導入について

- 現在、各都道府県で通訳案内士の登録業務を行っており、管理方法が各々で異なっている上、登録情報の公開についても、一部の地域に留まっていることから、**管理方法の統一化・情報公開を促進することを目的として、統一システムの導入を検討。**
- また、通訳案内士法改正により、登録された通訳案内士に対し、定期的（3～5年ごと）に認定機関の研修を受けることを義務付けることを予定しているため、通訳案内士登録情報システムにおいて、研修の受講履歴も管理できるよう、制度設計を進めている。



<システム運用スケジュール（予定）>

[2017年]

- ~3月まで
- 4~6月
- 夏頃

非公開データベースへの都道府県からの登録情報入力完了
公開データベースへの通訳案内士からの情報入力・修正
本システムの試験運用

[2018年]

- 法改正施行

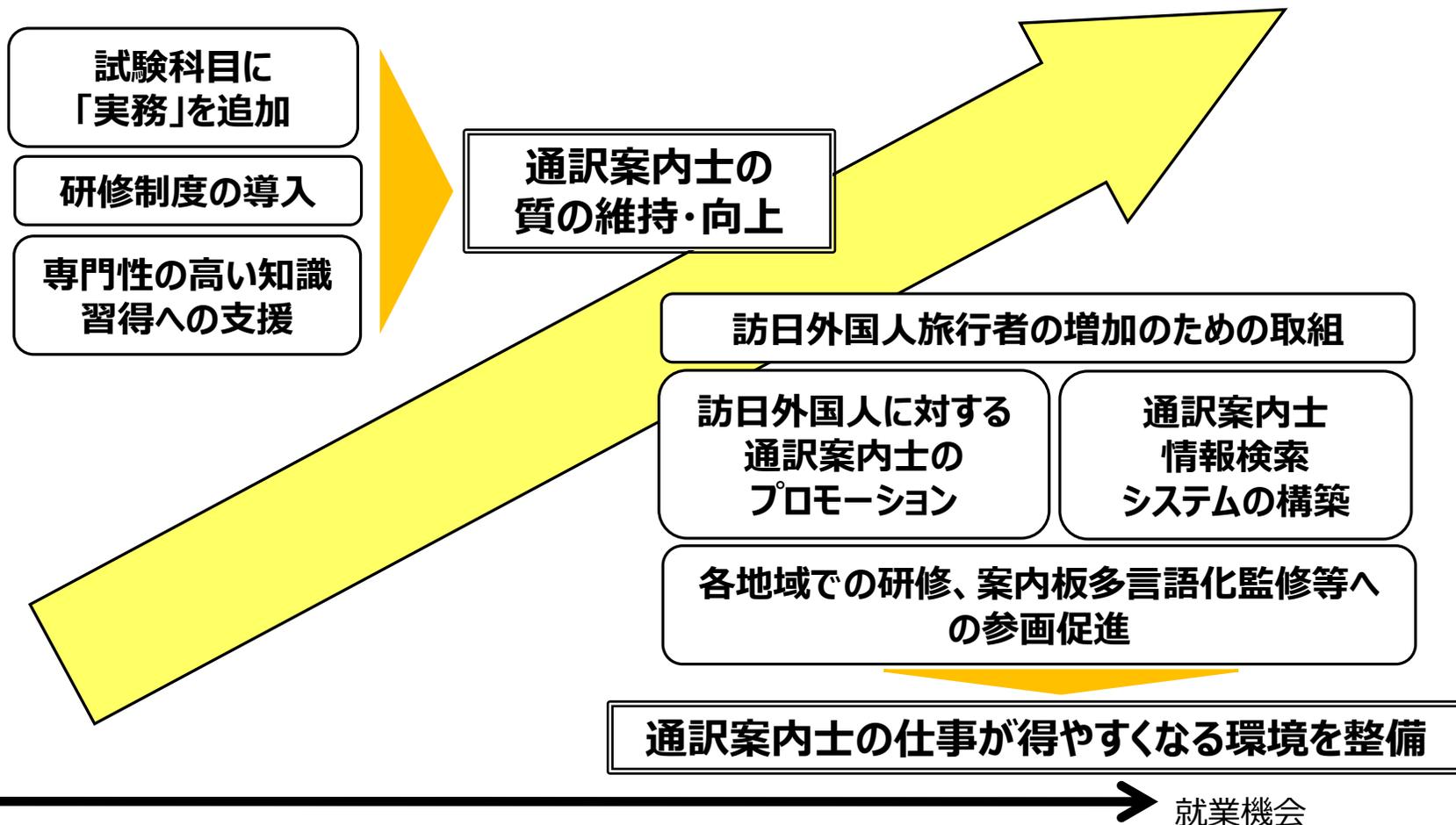
改正法案施行と同時に本システムの本格運用

【通訳案内士登録情報システム（旅行者等向けの検索画面）】

通訳案内士の収入力向上に関する対応について

- 通訳案内士の一回あたりの報酬は、原則民・民間の取引で決定。質の向上につながる施策を講じて、報酬の向上への寄与を図る。
- 訪日外国人旅行者の増につながる各種施策に加え、通訳案内士自体のプロモーション、情報提供システムの構築、能力を活かした多方面での活躍の場への参画促進を通じて、就業機会の増加を図る。

1回あたりの報酬金額



6. 旅行業法改正の背景

軽井沢スキーバス事故の発生直後の国土交通省の対応(バス関係)

事故概要

平成28年1月15日(金)午前1時55分頃、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパス入山峠付近において、貸切バス(乗員乗客41名)がガードレールを突き破り、道路右側に転落、乗員乗客15名(乗客13名・乗員2名)が死亡、乗客26名が重軽傷(骨折等の重傷17名・軽傷9名)を負う重大な事故が発生。

バスは、スキー客を乗せ、東京を出発し、長野県の斑尾高原に向かっていた。

事故発生直後の国土交通省の対応(バス関係)

- 国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置(同日5時15分設置, これまで9回開催)
- 公共交通事故被害者支援室(本省常設・臨時に24時間化)に加え, 関東・北陸信越運輸局に現地相談窓口を開設(同日7時30分)。搬送先等での窓口の周知。
- バス事業者「(株)イーエスピー」に特別監査を実施(同日12時27分, 16日, 17日)
- 事業用自動車事故調査委員会へ調査を要請(同日12時)

自動車局長から日本バス協会に対して安全運行の徹底を指示(同日)

- 石井大臣が現地を視察(翌10時35分) 山本副大臣が現地を視察(同日16時20分)
- 街頭監査・緊急監査の実施(21日以降)

<バス事業者概要>

- 事業者名：(株)イーエスピー
(東京都羽村市富士見平)
- 許可年月日：平成26年4月18日
- 保有車両数：12台
- 事故車両：三菱製大型バス
初度登録年度：平成14年10月

<特別監査で判明した主な違反>

- ✓ 始業点呼の未実施
- ✓ 運行指示書の未作成
- ✓ 運転者の健康診断の未受診
- ✓ 運賃の下限割れ 等

●事故車両の損傷状況



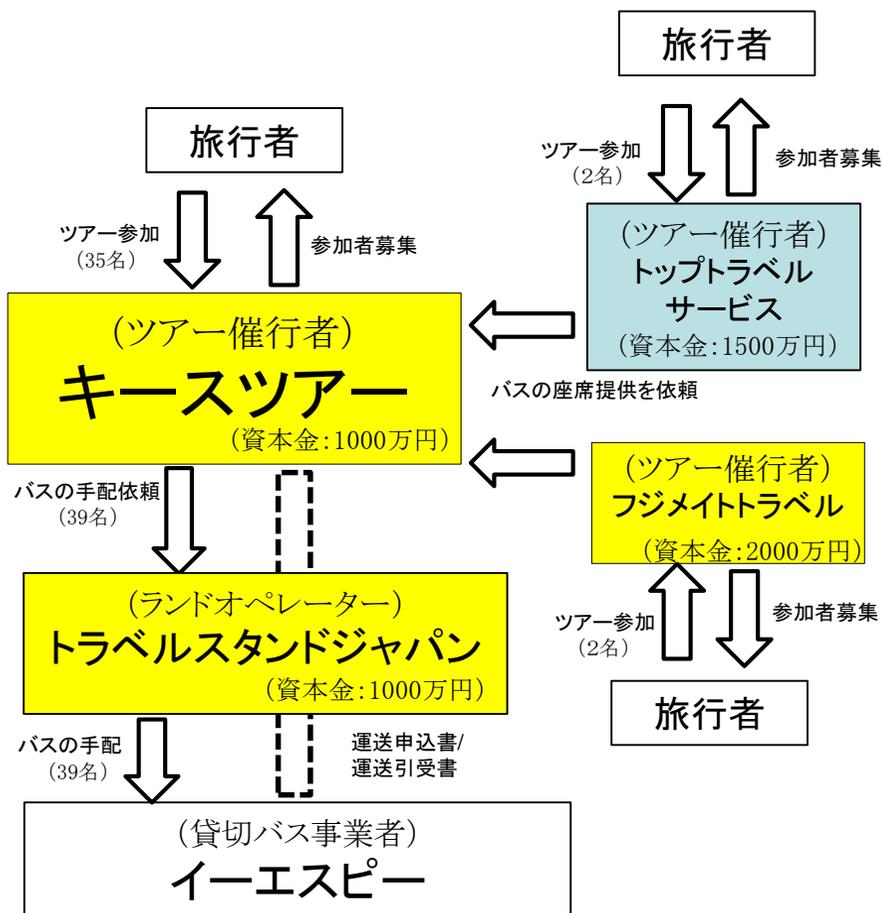
●事故直前の運行経路



軽井沢スキーバス事故を受けた旅行業者等への対応

旅行業者等とバス事業者の契約関係等

(聞取りによる想定)



旅行業者への立入検査等

- ・ キースツアーに対する都の立入検査に同行
- ・ トップトラベルサービスに対して、立入検査を実施
- ・ フジメイトトラベルに対する都の立入検査に同行
- ・ トラベルスタンドジャパンに対する都の立入検査に同行

<主なチェックポイント>

- ① キースツアー及びトラベルスタンドジャパン
→ 下限割れ運賃関与の有無
- ② キースツアー、トップトラベルサービス及びフジメイトトラベル
→ 貸切バス事業者の安全の確保に関する取組みの把握の有無

<旅行業者の種別>

- 東京都知事登録業者 (東京都が監督・処分権者)
 - ・ キースツアー (黄色着色。以下同じ)
 - ・ フジメイトトラベル
 - ・ トラベルスタンドジャパン
- 観光庁長官登録業者
 - ・ トップトラベルサービス (青色着色)

※処分歴は
いずれもなし

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策(平成28年6月3日) 概要

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、総合的な対策をとりまとめ。

基本思想

今回のような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、

- 国は貸切バスの安全運行に関する遵守事項を強化し、その徹底を図ること。
- 国は貸切バス事業者のルール違反を早期に是正させるとともに、不適格者を排除すること。
- バス事業者、旅行業者は安全確保を最優先に据え、両業界等は協力・連携してルール遵守の環境整備を推進すること。

総合的な対策

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

- ① 運転者の技量チェックの強化
- ② 運行管理の強化
- ③ 車両整備の強化
- ④ 事業用設備の強化
- ⑤ その他、貸切バス事業の適正化のための各種負担の強化

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

- ① 違反事項の早期是正と処分の厳格化等
- ② 許可更新制の導入等による不適格者の排除
- ③ 不適格者の安易な再参入の阻止

(3) 監査等の実効性の向上

- ① 国の監査・審査業務の見直し
- ② 事業者団体の自浄作用の強化
- ③ 民間指定機関による適正化事業の活用

貸切バス事業の安全性確保を実効性のあるものにするため、これまで規制の対象外であったランドオペレーターに対する規制の在り方について検討

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

- ① 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化
- ② 利用者に対する安全情報の「見える化」
- ③ **ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討**

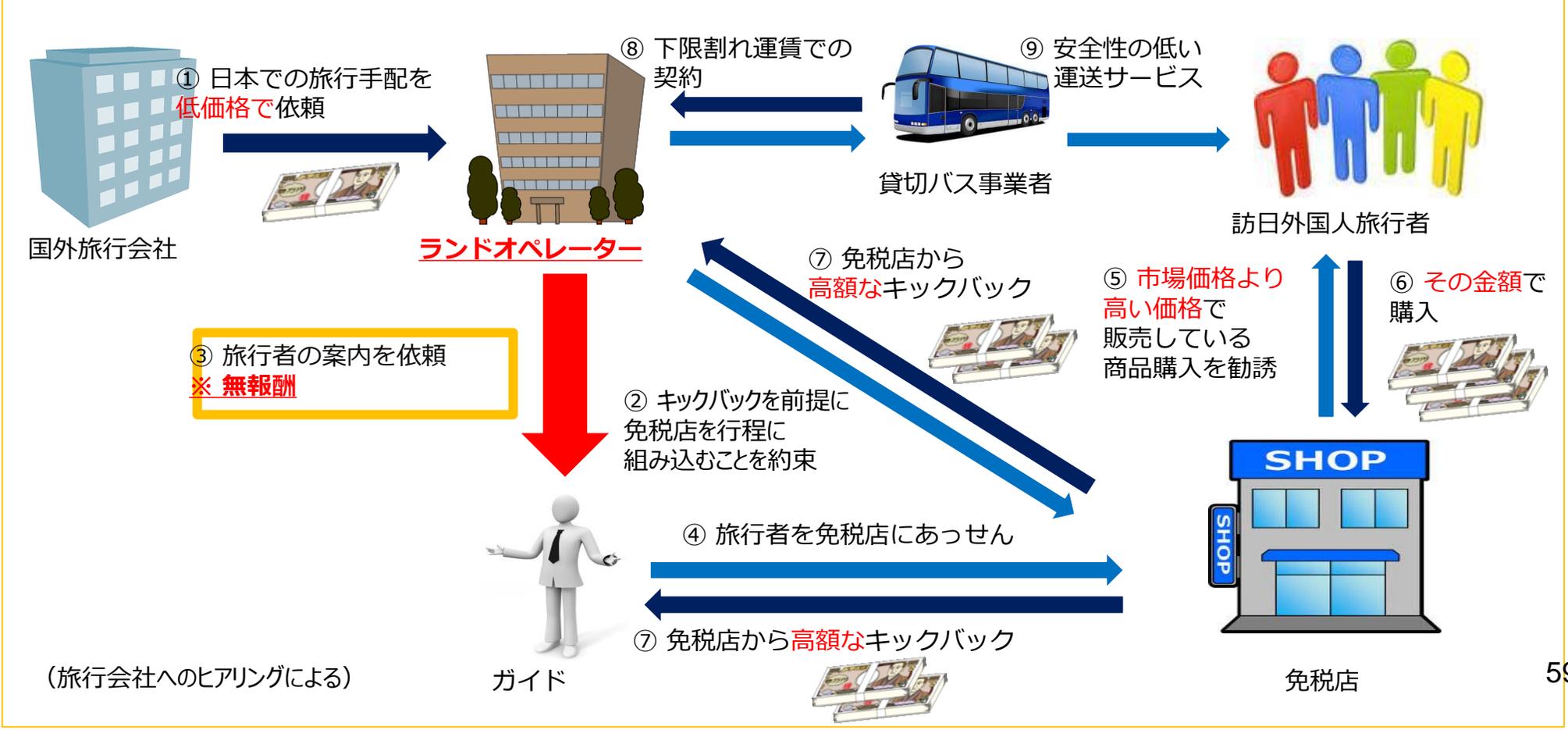
(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

- ① ガイドラインの策定
- ② 導入促進に向けた支援等

訪日旅行における手配構図の例

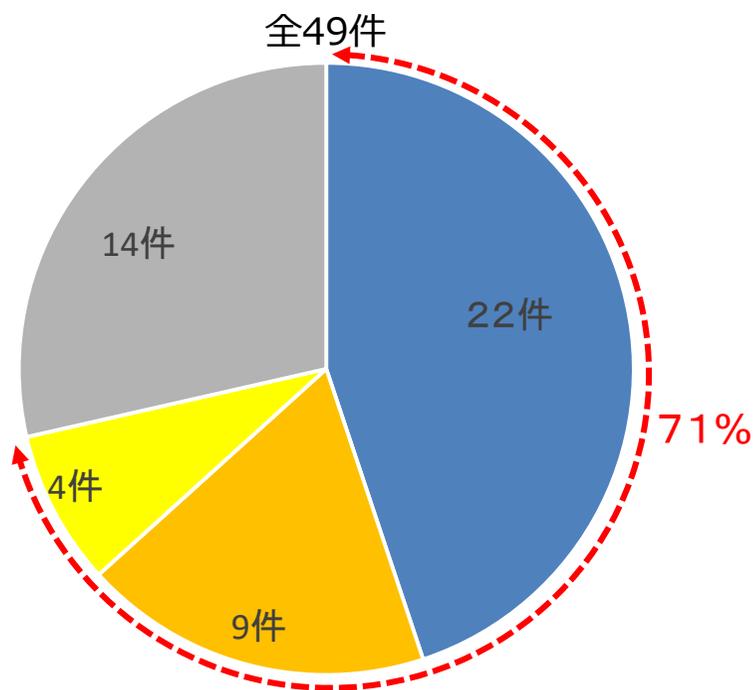
- 訪日旅行の一部にて、キックバックを前提とした土産物屋への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の問題が発生。
- 旅行会社へのヒアリングによると、ランドオペレーターがキックバックを前提として土産物屋を行程に組み込むことを約束し、ガイドにも土産物屋からのキックバックを前提として「無報酬で」案内を依頼していることが判明。
- また、ランドオペレーターが国内運送業者に対する手配を行う際に貸切バスを下限割れ運賃で契約するなどの行為が見られ、旅行の安全性等の観点から問題が生じている。
- ランドオペレーターの行為に対して、行政が一定の関与ができるよう、登録制等により実態の把握を行うことが必要。

【訪日旅行】キックバックを前提とした免税店等への連れ回し・高額な商品購入の勧誘の構図（例）



- 国交省に寄せられた外国人からの苦情では、免税店等へのクレームが全体の過半数を占めており、その中の多くは不当に高額な商品を購入させられているケースが大半である。

1. 意見箱ボックスへの問い合わせ内容の内訳 (平成27年)



- 免税店に関するクレーム
- 旅程に関するクレーム
- 旅程管理および免税店に関するクレーム
- その他

2. クレーム一部抜粋

<免税店関連に関するクレーム一部抜粋>

- ガイドは、**高額**の酵素と納豆を勧めました。帰国後、日本の友人に聞くと、酵素と納豆は日本の日常的な食べ物で、**宣伝のような素晴らしい効果がないことが分かりました。**
- ガイドは、中国大陸や台湾の観光客向けの免税店に案内し、午前中ずっとそこで買い物させました。車の中では電磁波の危害、酵素など保健食品の効果の宣伝し、**みんなもそれを信じるようになりました。**そのせいで私たちは、結局高価な保健食品を大量に購入することになりました。
- 免税店にて、非常に熱心に薬を勧められたが、帰国後、調べると偽物ということが判明しました。

<旅程管理に関するクレーム一部抜粋>

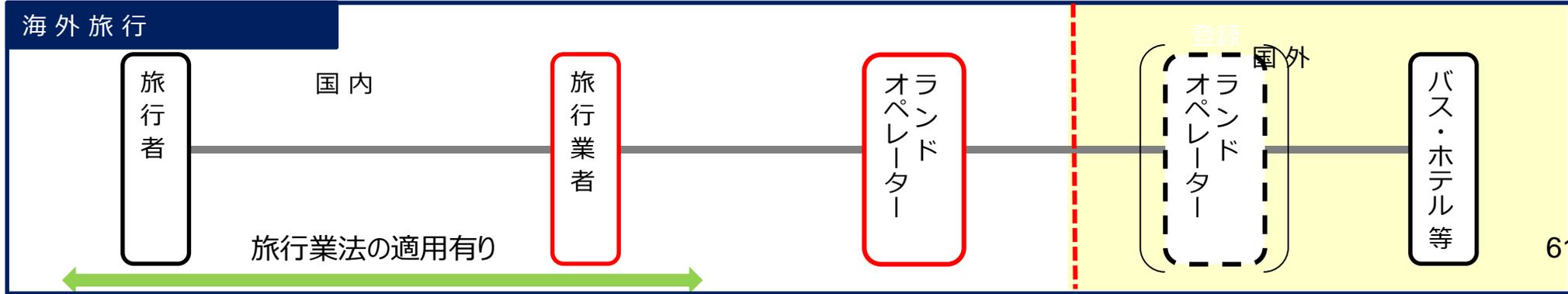
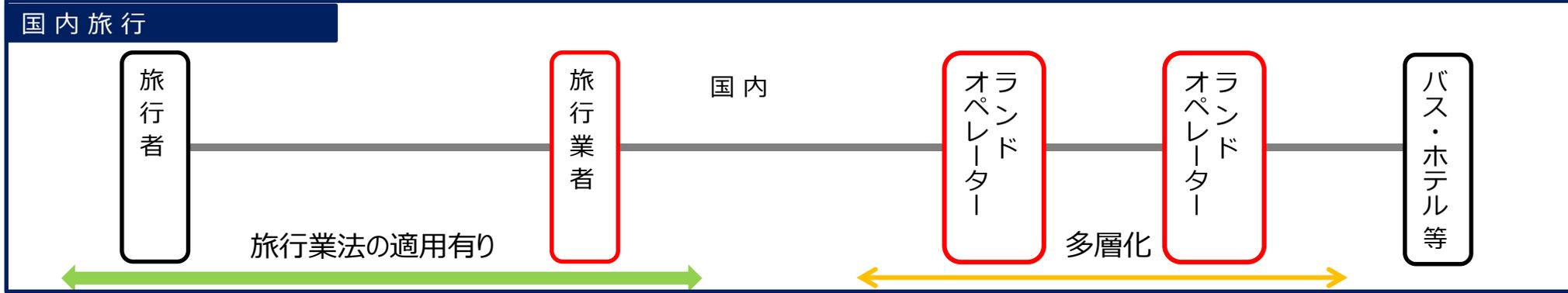
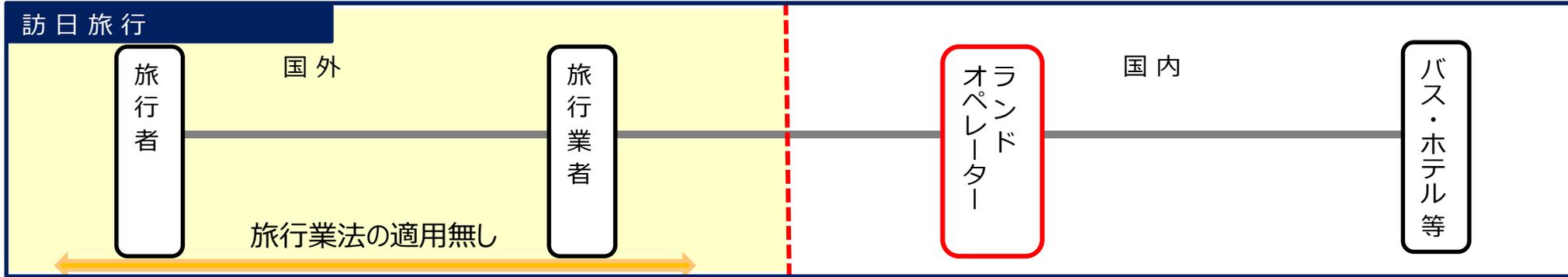
- コースの変更などを勝手に行い、**観光スポットを減らし、ショッピングの場所と時間を増やしたため、十分な観光が叶いませんでした。**

<その他に関するクレーム一部抜粋>

- 宿泊したホテルが不快でした。
- 鉄道会社の駅員の対応が悪く、本当に嫌な思いをしました。

ランドオペレーターの法的な位置付けについて

- ランドオペレーターとは、旅行業者の依頼を受けて、交通・宿泊・通訳案内士・免税店等の手配を行う者。
- 旅行形態の違いにより、以下のとおり整理される。



ランドオペレーターに関する実態調査の結果①

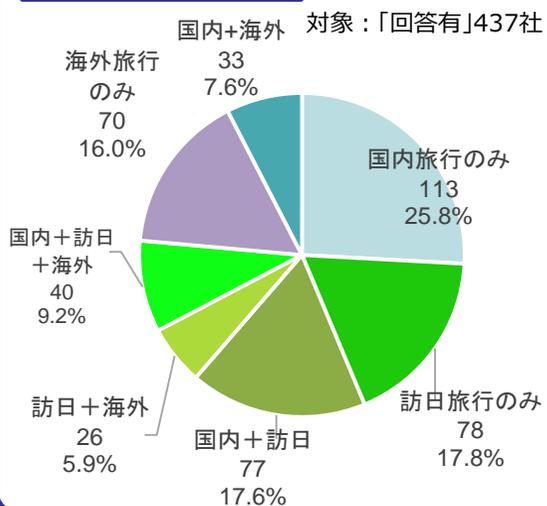
- 旅行者、バス事業者、宿泊施設等約13,100社に対するアンケートにより、**ランドオペレーター業務を実施している事業者として1,369社**を確認。
- ランドオペレーター業務を実施している事業者1,369社のうち、**786社（57.4%）は既に旅行業登録を有する旅行者**であり、**登録を有さない事業者は583社(42.6%)**。
- 国内旅行のみを取り扱う事業者は全体の25.8%。訪日旅行を取り扱う事業者は、全体の50.5%。
- 従業員数は10人未満が半数以上を占めており、所在地別では3大都市圏で約6割。
- 取引方法は、85%以上が、文書等でやりとりをしていると回答しているが、**約55%は「電話や口頭での依頼」もある**と回答。

◆調査対象(内訳)

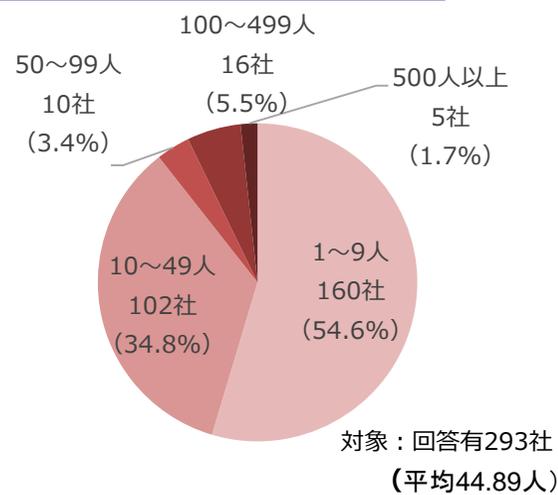
1. 旅行者・貸切バス事業者・シティホテル
約10,000社(平成28年6月)
2. 旅館・ビジネスホテル
約 3,000社(平成29年1月)
3. 中国の旅行者
約 100社(平成29年3月)

⇒アンケート調査により、取引のあるランドオペレーターをリストアップ

業務範囲

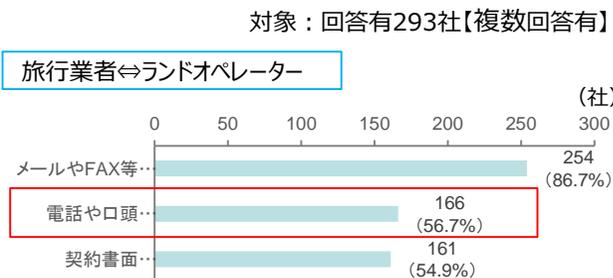


ランドオペレーターの従業員数

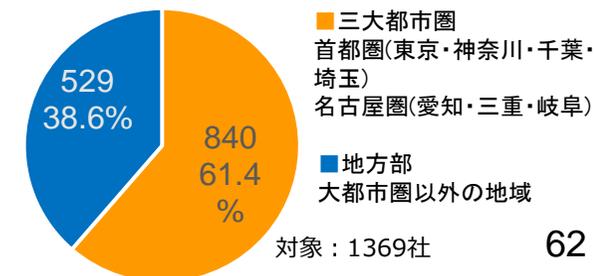


旅行業登録の有無	社	%
登録あり	786社	57.4%
本社	569社	41.5%
1種	142社	10.4%
2種	143社	10.4%
3種	269社	19.6%
代理	12社	0.9%
地域限定	3社	0.2%
支社・支店	217社	15.9%
登録なし	583	42.6%

ランドオペレーターの取引方法



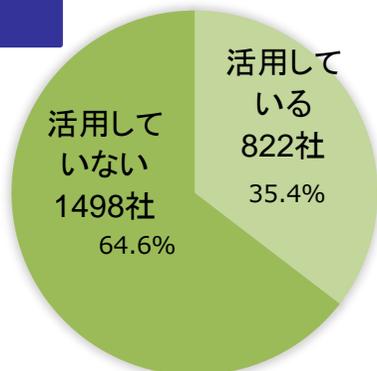
大都市と地方部におけるランドオペレーターの割合



ランドオペレーターに関する実態調査の結果②

- 4割弱の旅行業者がランドオペレーターを活用していると回答。
- ランドオペレーターの利益率は、旅行業者との取引、バスやホテル等のサービス事業者との取引の両方とも、平均では5%～10%程度。他方、旅行業者との間で50%、サービス事業者との間で70%と回答する事業者も存在。
- 業務の再委託は、「再委託している」事業者は約2割。また、土産屋への案内については、約7割の事業者が実施。
- 手配した旅行でトラブルがあった際、約7割の事業者が全ての事案に対応するとした一方、約3割の事業者は一部のみ又は対応はしないと回答。

ランドオペレーターを活用する旅行業者割合



回答：旅行業者 2320社

ランドオペレーターの利益率

サービス事業者⇔ランドオペレーター【平均：5.33～10.36%】

最高利益率	回答数	170社	該当数
0～10%	59社		
10～20%	101社		
20～30%	8社		
30%～	2社		
最低	0.0%		
最高	70.0%		

トラブルへの対応

トラブル対応	回答数	
	社	ランドオペレーター 321社
全ての手配分について対応	223社	69.5%
一部の手配分のみ対応	63社	19.6%
していない	35社	10.9%

◆トラブルに対応するケースの具体的な内容

【全ての手配分について対応】

- 事故・災害
- 旅行会社・エージェントから依頼があった場合
- 自社で旅程管理をしている場合
- ガイドが対応できない場合
- 急を要する場合
- 自社のミス

【一部の手配分のみ対応】

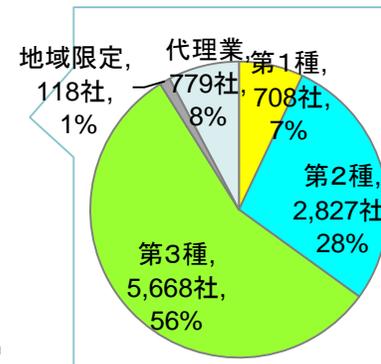
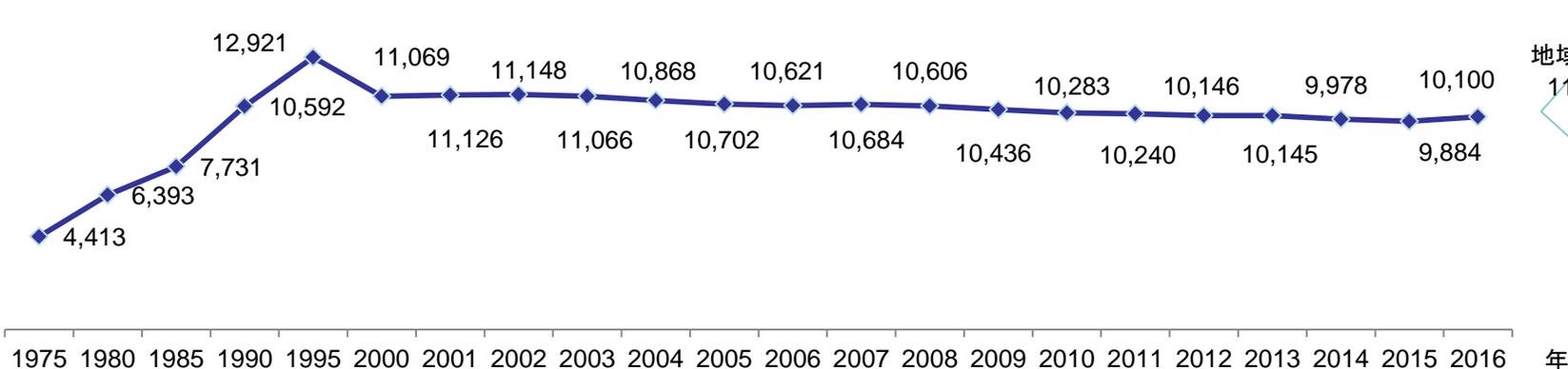
- 訪日団体旅行のみ
- バストラブルのみ
- 直接説明を求められた場合のみ
- 自社が対応すれば解決できる場合

ランドオペレーターに関する実態調査③ (都道府県の所在地)

		北海道	東北					関東					甲信越		中部					近畿				中国			四国			九州・沖縄					不明	合計															
		北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	富山県	石川県	福井県	静岡県	岐阜県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県			
登録あり	1種	9	0	2	17	0	5	2	0	5	0	3	11	35	4	7	1	4	0	4	0	5	0	25	0	0	5	37	1	0	1	0	0	4	7	0	0	1	0	5	18	1	0	1	1	0	4	6	0	321	
	2種	7	2	2	2	1	1	1	5	3	2	4	7	47	4	3	1	10	3	0	1	1	3	6	0	1	2	19	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	1	4	1	2	1	3	1	4	1	0	163	
	3種	21	0	1	1	1	0	1	2	1	4	4	7	138	2	3	1	2	0	0	2	3	0	8	0	2	4	36	1	1	1	1	0	3	1	0	0	0	1	0	16	0	3	0	0	1	3	5	0	281	
	代理	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	地域限定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	
登録なし	20	1	5	15	2	5	5	6	8	5	14	18	163	17	17	6	16	4	14	0	15	7	25	2	3	9	56	10	0	2	0	1	15	10	2	0	12	4	23	8	0	4	4	0	2	4	0	0	568		
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	
合計	58	3	11	36	4	11	9	13	17	11	25	33	492	27	31	9	32	7	18	3	24	11	66	2	7	20	150	14	1	6	1	1	24	18	2	0	13	6	8	76	2	10	6	4	4	15	13	15	1369		

(参考) 旅行業者数及び旅行業者代理業者数の推移

- 旅行業者及び旅行業者代理業者の数は、2016年4月現在で10,100社。
- 全体的に減少傾向となっているが、特に、旅行業者代理業者については、インターネット取引の拡大等により、近年、大幅に減少。



(単位: 社、%)

	2009		2010		2011		2012		2013		2014		2015		2016	
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比								
総数	10,436	△ 1.6	10,283	△ 1.5	10,240	△ 0.4	10,146	△ 0.9	10,145	△ 0.0	9,978	△ 1.6	9,884	△ 0.9	10,100	2.2
旅行業者	9,535	△ 1.9	9,404	△ 1.4	9,360	△ 0.5	9,274	△ 0.9	9,308	0.4	9,143	△ 1.8	9,074	△ 0.8	9,321	1.9
第1種	791	△ 2.6	769	△ 2.8	738	△ 4.0	726	△ 1.6	701	△ 3.4	696	△ 0.7	697	0.1	708	1.6
第2種	2,787	△ 0.6	2,744	△ 1.5	2,785	1.5	2,799	0.5	2,869	2.5	2,777	△ 3.2	2,776	△ 0.1	2,827	1.8
第3種	5,957	△ 2.4	5,891	△ 1.1	5,837	△ 0.9	5,749	△ 1.5	5,738	△ 0.2	5,625	△ 2.0	5,524	△ 1.8	5,668	2.6
地域限定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45	-	77	71.1	118	53.2
旅行業代理業者	901	1.0	879	△ 2.4	880	0.1	872	△ 0.9	837	△ 4.0	835	△ 0.2	810	△ 3.0	779	△ 3.9

(注) 各年4月1日現在

(参考)旅行業の登録制度の概要

		登録行政庁 (申請先)	業務範囲※1				登録要件		
			企画旅行		手配旅行	営業保証金 ※2	基準資産	旅行業務 取扱管理者 の選任	
			募集型						受注型
			海外	国内					
旅行業者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7000万 (1400万)	3000万	必要
	第2種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	○	○	○	1100万 (220万)	700万	必要
	第3種	〃	×	△ (隣接市 町村等)	○	○	300万 (60万)	300万	必要
	地域限定	〃	×	△ (〃)	△ (〃)	△ (〃)	100万 (20万)	100万	必要
旅行業者代理業		〃	旅行業者から委託された業務				不要	-	必要

※1:業務範囲について

募集型企画旅行 → 旅行業者が、予め旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの(ex.パッケージツアー)

受注型企画旅行 → 旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの(ex.修学旅行)

手配旅行 → 旅行業者が、旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスを手配するもの

※2:旅行業協会に加入している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分担金として納付。
また、金額は年間の取扱額が2億円未満の場合であり、以降、取扱額の増加に応じて、供託すべき金額が加算。

7. 旅行業法改正の内容

旅行業法の主な改正事項 ①旅行サービス手配業に係る規制の創設

現状・課題

- 旅行サービス手配業者(いわゆるランドオペレーター)に旅行手配を丸投げすることにより、安全性が低下する事案の発生。
- 訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、是正が必要。

改正概要

- ① 旅行サービス手配業者を登録制を創設(第23条)
- ② 旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者(※)の選任を義務づけ(※研修にて資格取得)(第28条第1項)
- ③ 管理者に対して定期的な研修受講の義務付け(第28条第6項)
- ④ 書面交付を義務付け(第30条)
- ⑤ 違法な営業を行っている土産物店への連れ回し等禁止事項を明示(省令)(第31条、第32条)
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の処分・罰則を整備(第36条、第37条、第74条等)

旅行サービス手配業務取扱管理者

- 営業所ごとに、一人以上の管理者の選任が必要
- 取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために必要な事項についての管理・監督を行う
- 定期的な研修受講(3~5年ごと)

書面交付義務

- 契約内容について取引の当事者が正確に理解し、旅行の安全を制度的に担保するため、旅行者・サービス提供者双方への書面交付を義務づけ

<書面記載事項>

「旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容」等
国土交通省令で定める事項を記載

(例) 旅行に関するサービスの内容
旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名 等

旅行業法の主な改正事項 ②地域を巡る旅行の促進

○旅行業務取扱管理者に係る規制緩和により、ホテル・旅館等による旅行業登録を容易にし、地域体験・交流型旅行商品の企画・販売を促進

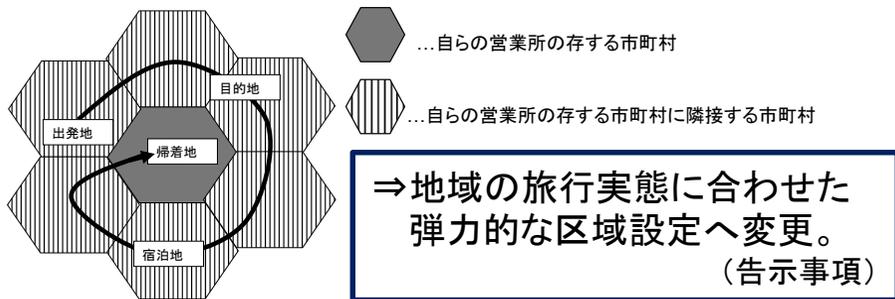
<現状・課題>

- ①地域体験・交流型旅行商品に対するニーズの高まり。
- ②ホテル・旅館等が自ら旅行商品を企画・販売したいとの要望。
- ③地域限定旅行者(※)が選任する旅行業務取扱管理者について要件緩和の要望。
(現行法では旅行業務取扱管理者試験に合格した者を1営業所1名以上の選任することを義務づけ。)

<旅行業務取扱管理者に係る規制緩和>

- ①地域に限定した知識のみで取得可能な**地域限定の旅行業務取扱管理者**の資格制度の創設。
- ②1名の旅行業務取扱管理者による**複数営業所兼務の解禁**。

【※地域限定旅行者の取扱区域(現行)】



【①地域限定旅行業務取扱管理者資格の創設】

取扱い可能な旅行範囲	総合旅行業務取扱管理者	国内旅行業務取扱管理者	地域限定旅行業務取扱管理者(新設)
日本全国+海外	○	×	×
日本全国	○	○	×
地域限定	○	○	○(※)

(※)航空運送や日本全国の地理等を試験科目から省略

【②1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼務の解禁のイメージ】

<現行>



<改正後>



旅行サービス手配業の定義

○旅行業法

この法律で「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者（外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。）のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為（取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を行う事業をいう。

○旅行業法施行規則（案）

取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものは以下のとおり。

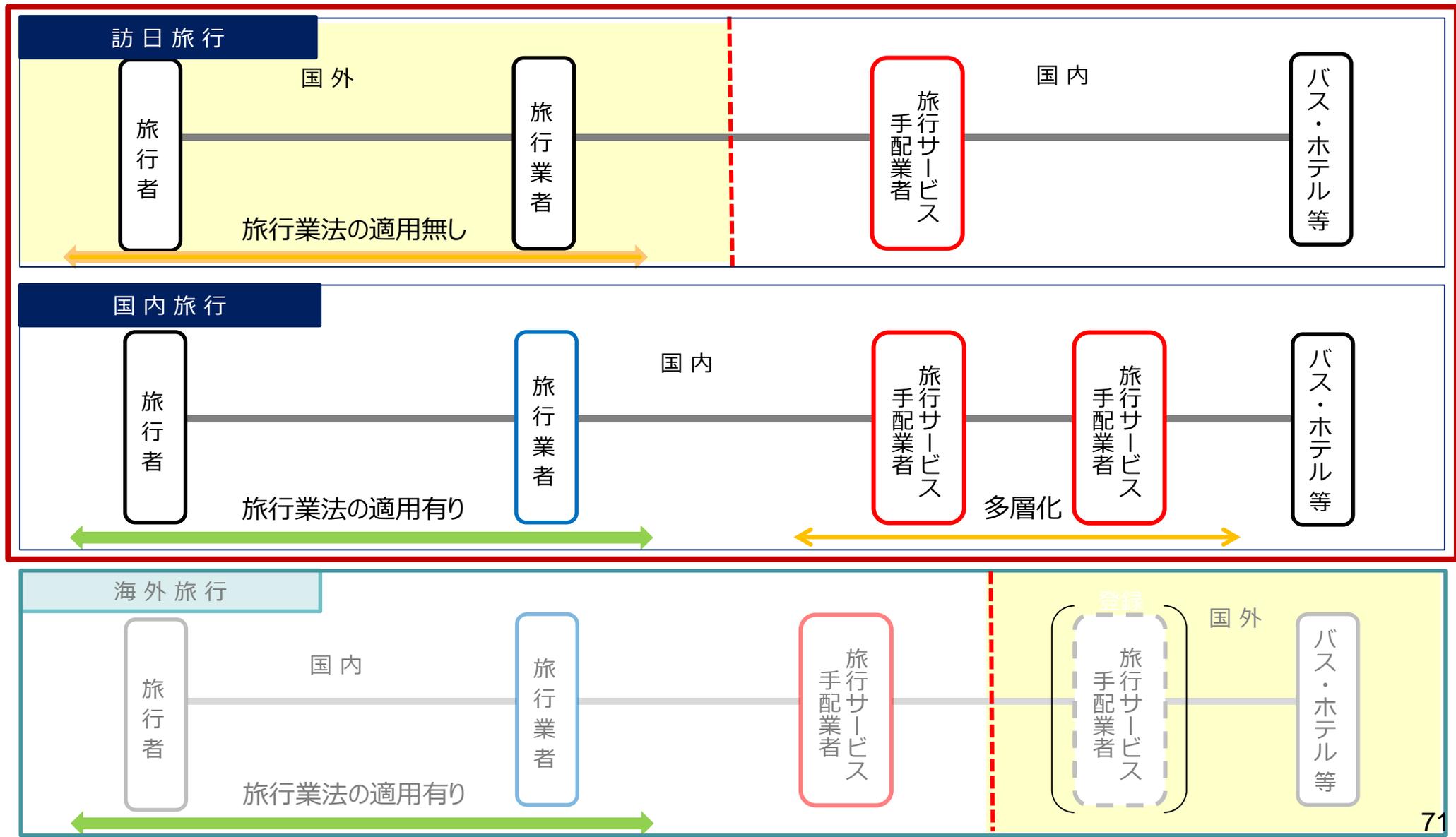
- ① 旅行者に対する本邦外における運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- ② 旅行者に対する本邦内における運送等関連サービス（通訳案内（報酬を得ずに行うもの並びに全国通訳案内士及び地域通訳案内士が行うものを除く。）及び輸出物品販売場における物品の譲渡を除く。）の提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

「運送等サービス」「運送等関連サービス」について

- 「運送等サービス」： **運送又は宿泊のサービス**
- 「運送等関連サービス」： 通訳ガイド・免税店等の**運送及び宿泊のサービス以外**の旅行に関するサービス

旅行サービス手配業の対象となる行為から除外する行為①

- 海外旅行の手配行為は、旅行の安全等に支障を及ぼすおそれがないものとして、規制対象となる行為から除外。



旅行サービス手配業の対象となる行為から除外する行為②

- 運送等関連サービスのみの手配を行う行為は、旅行の安全等に支障を及ぼすおそれがないものとして、規制対象となる行為から除外。
- ただし、通訳ガイド（ボランティアガイド、全国・地域通訳案内士を除く。）の手配や消費税免税店の手配を行う場合は、旅行サービス手配業の規制対象とする。

【例1】
免税店のあっせんを行う場合
→ 旅行サービス手配業の対象となる



免税店については、旅行者とのトラブルが発生しやすく、免税店のあっせんを行う場合には、旅行サービス手配業の規制対象とする。

【例2】
免税店以外の店のあっせんを行う場合
→ 旅行サービス手配業の対象とならない



通常の店舗のあっせんを行う場合には、レストランや劇場の紹介を行うようなケースも含まれ、旅行サービス手配業の対象としては広範になりすぎるため、規制対象外とする。

【例3】
免税店以外の店のあっせんとあわせてガイド(有償・無資格)の手配を行う場合
→ 旅行サービス手配業の対象となる



訪日旅行において、土産物店への不当な連れ回り等が問題となるのは、ガイドや貸切バスがあわせて手配されているケースが多い。

この場合については、旅行サービス手配業の規制対象となり、禁止行為も適用されることとなる。

【例4】
免税店以外の店のあっせんとあわせてバスの手配を行う場合
→ 旅行サービス手配業の対象となる



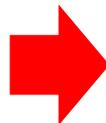
※ 旅行サービス手配業者は、下限割れ運賃でのバスの手配等、他法令に違反する行為をしたり、そうした行為についてあっせんを行ってはならないこととする。
 ※ また、旅行者に対し詐欺等を行ったり、特定のサービスを受けるよう強要したりすること等について、あっせんを行ってはならないこととする。
 ※ 違反した場合には、**業務停止命令の対象**となる。

〈改正事項②〉 旅行業務取扱管理者制度の改正①

趣旨

○現状と課題

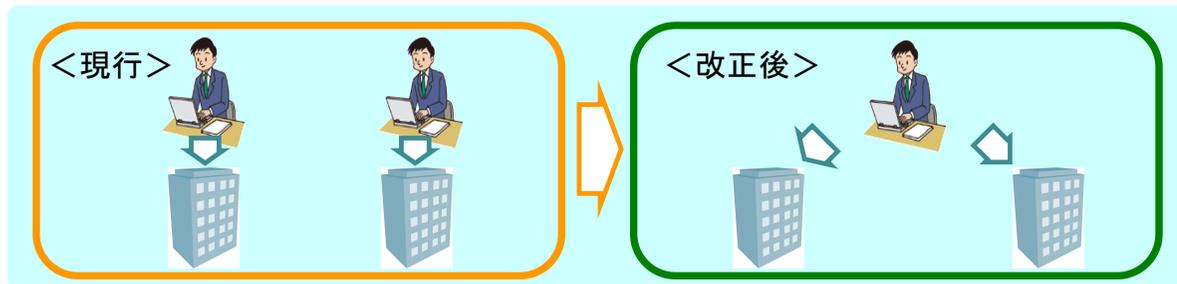
- 地域体験・交流型旅行商品に対するニーズの高まり
- ホテル・旅館等が自ら旅行商品を企画・販売したいとの要望
- 地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について要件緩和の要望



○改正内容

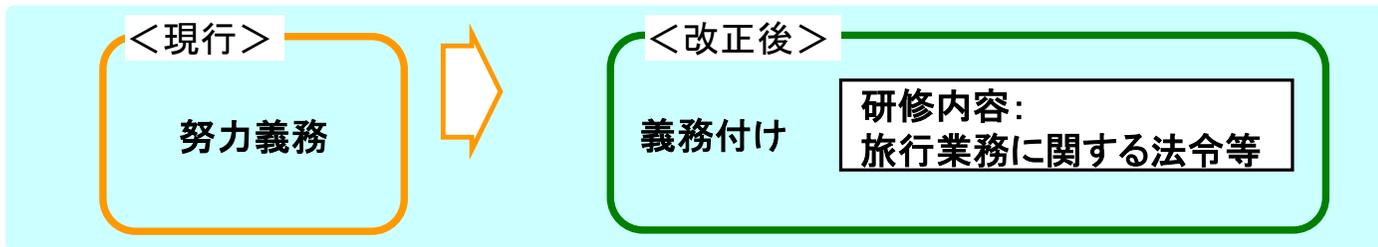
- 地域に限定した知識のみで取得可能な地域限定の旅行業務取扱管理者の資格制度の創設
- 1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼務の解禁

1. 1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼務の解禁(第11条の2第5項)



- 複数営業所が近接しているとき
(距離50km、車で1時間程度)
- 旅行業務の適切な運営が確保される場合(※)
※1名の管理者が担当する営業所の業務量の年間取扱額の合計が一定以下(1億円程度を想定)になる場合

2. 旅行者に対する所属する旅行業務取扱管理者に研修の受講を義務付け(第11条の2第7項)



〈改正事項②〉 旅行業務取扱管理者制度の改正②

3. 地域限定旅行業務取扱管理者の新設(第11条の2第6項、第11条の3)

地域限定旅行業務取扱管理者試験を創設し、地域限定旅行者が当該試験の合格者を管理者として選任できることとする。

取扱い可能な旅行範囲	総合旅行業務取扱管理者	国内旅行業務取扱管理者	地域限定旅行業務取扱管理者(新設)
日本全国+海外	○	×	×
日本全国	○	○	×
地域限定	○	○	○(※)

＜現行＞

...自らの営業所の存する市町村
...自らの営業所の存する市町村に隣接する市町村

⇒地域の旅行実態に合わせ、隣接する市町村の隣に空港、拠点駅がある場合等には営業区域となるよう区域認定を改善。(省令及び告示)

(※)航空運送や日本全国の地理等を試験科目から省略

(参考)旅行業の業務範囲

		登録行政庁(申請先)	業務範囲			
			企画旅行			手配旅行
			募集型		受注型	
			海外	国内		
旅行者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○
	第2種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	○	○	○
	第3種	〃	×	△(隣接市町村等※)	○	○
	地域限定	〃	×	△(〃)	△(〃)	△(〃)
旅行者代理業		〃	旅行者から委託された業務			

※地域限定旅行業務取扱管理者が取り扱うことができる旅行商品と同じ地域

8. 最近の取組

訪日外国人一人当たり消費額

2016年: 15.6万円  2020年: 20万円 $8兆円 \div 4,000万人$
2030年: 25万円 $15兆円 \div 6,000万人$

消費の拡大

質の高い観光

楽しい体験
プログラム

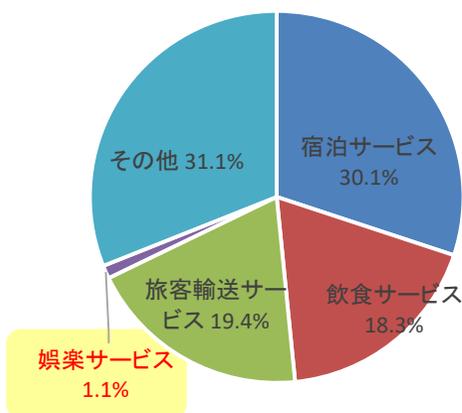
- 地域の食材を生かした食事
- 満足度の高い宿泊
- 買いたくなる土産物
- 文化財等の充実した解説
- 旅行者に優しい休憩施設・観光案内所

地方部へ
の誘客

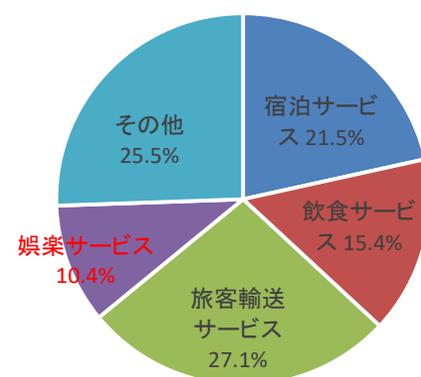
滞在時間
増加

諸外国の外国人観光客の消費支出割合

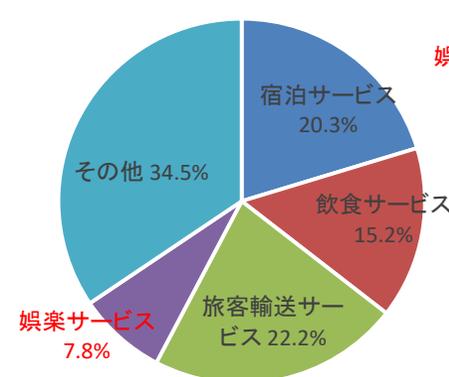
日本(2013)



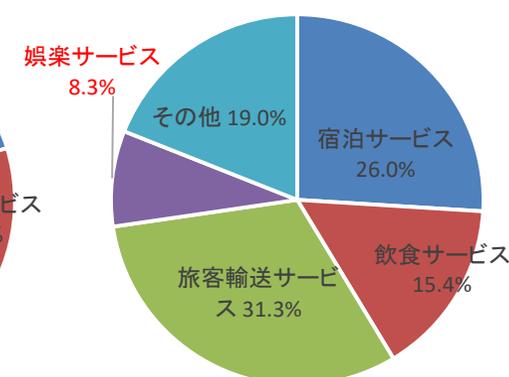
アメリカ(2012)



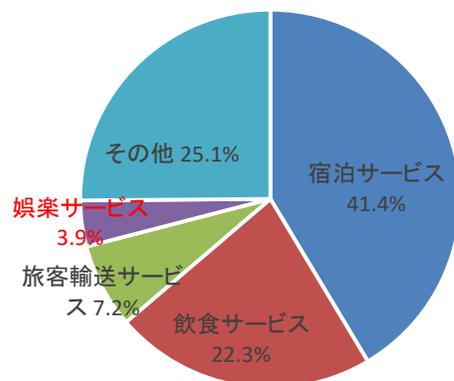
フランス(2013)



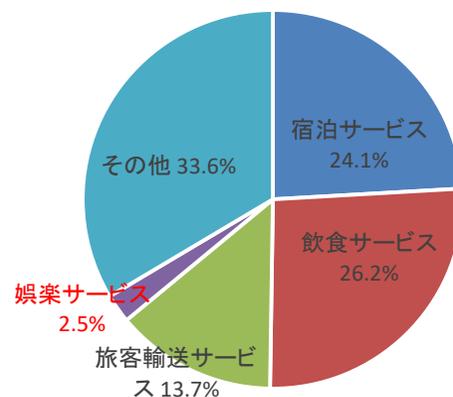
ドイツ(2010)



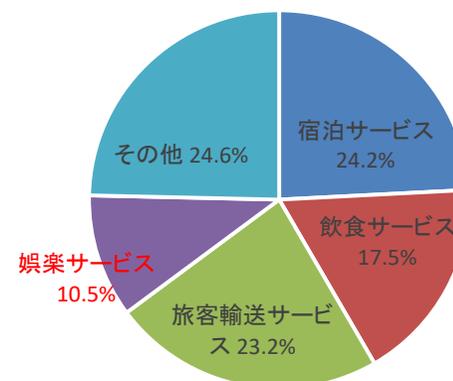
イタリア(2010)



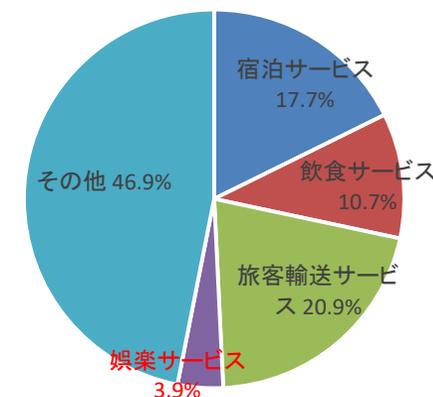
スペイン(2008)



カナダ(2014)



オーストラリア(2014)



注1：娯楽サービスは、文化サービスとスポーツ・レクリエーションサービスを合算して算出

注2：スペイン、カナダは文化サービスのみ、オーストラリアはスポーツ・レクリエーションサービスのみデータあり

出所：OECD Tourism Trends and Policies 2016 をもとに作成

地域の潜在的な観光資源の発掘①

鍛冶体験(岐阜県羽島の体験)

- 料金: **72,600円(2名)** 所要時間:7時間(9am-4pm)
- 岐阜県羽島の体験。職人と作った小刀を持ち帰ることができる。
- 料金も安くはなく、アクセスも悪いが、圧倒的に評価の高い口コミで毎月50人前後予約する体験に。



地域の潜在的な観光資源の発掘②

相撲朝稽古見学

料金: **22,000円(2名)** 所要時間: 2時間(7:30am-9:30am)

- ・ 現役力士の朝稽古を見学するツアー。月によっては100人を超えるリクエストが入ることも。
- ・ 見学後に横綱と食べるちゃんこが特に人気。



地域の潜在的な観光資源の発掘④

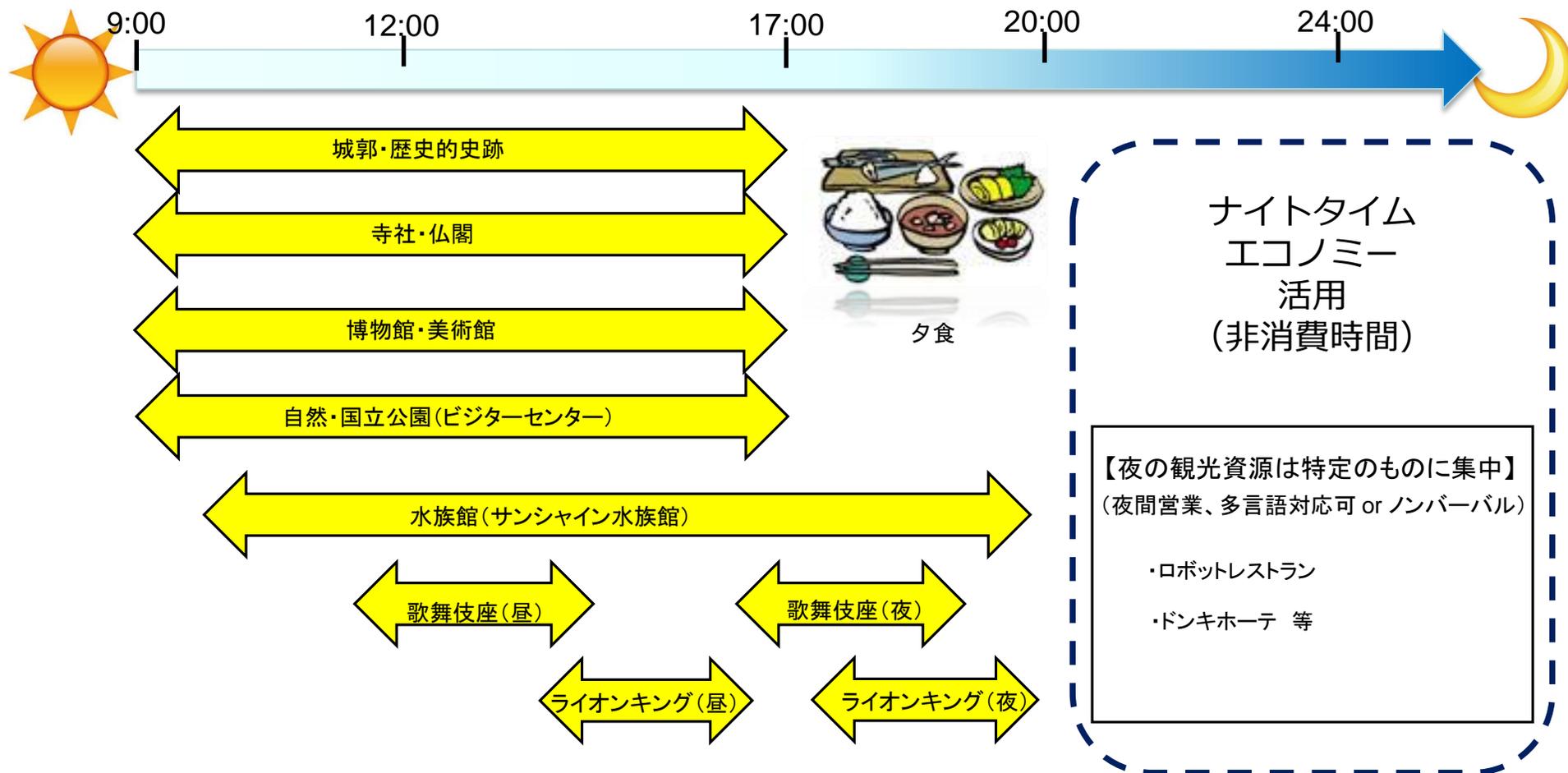
徳島阿波踊り

- ・料金: **5,000円(2名)**
- ・会場最前列の特別シート枠を、外国人専用として提供。(観光協会と協業)
- ・2017年度は約30組・90名を現地に送客。



訪日外国人の旅行消費額

訪日外国人の旅行消費 = **外国人旅行者数 × 1日当たり消費額 × 滞在日数**



日本の観光資源は昼の時間帯に集中

新たな観光消費の創出

ナイトタイムの観光資源の例

ナイトミュージアム(国立美術館・博物館)

- ・ **夜間開館の拡充**(毎週金・土は20時まで会館を延長)
- ・ 夜間開館・プレミアムフライデーと連動した、フライデーナイトミュージアム@上野を実施。

日本の伝統芸能ショー(夜間)

- ・ 寄席・落語・歌舞伎・能・狂言といった**日本の伝統芸能をショー形式で夜まで楽しめる。**

工場夜景ツアー

- ・ 08年に試験的に川崎で始まった**バスで巡る工場夜景ツアー**が大ヒット。



(山梨県)



(神奈川県 川崎市)

イルミネーション観光

- ・ **イルミネーションは、無名の地域を観光地化**させる一方、地域経済への波及に課題。

ライトアップ

- ・ 通りや広場をイルミネーションで飾り、**昼間とは異なる自然を生みだしその景観を楽しむ**ことができる。

ナイトクラブ

- ・ 日本が弱いとされる**夜間アクティビティの充実**といった観点からも、観光業界にとって良い影響がある。



(東京都 渋谷)



(新潟県 長岡市)



(三重県桑名市)



(京都府 京都市)



目指す効果

- ✓ 地域に眠っている資産である古民家等の歴史的建築物を宿泊施設、レストランなど地域再生の核となる観光資源として活用する取組による、**内外からの旅行者の増加、交流人口の拡大**
- ✓ **地域の雇用の創出、UIターンの若者の増加、出生率の向上、定住人口の増加、耕作放棄地の解消** 等

これまでの検討の概要

○政府は、昨年9月に「**歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース**」（議長：内閣官房長官）を立ち上げ、各地域で古民家等を観光資源とし、再生、活用する民間有識者の方々からヒアリングを行い、それらを踏まえ、昨年末に同会議において、**課題と対応策、さらに今後の検討の方向性**について、**中間とりまとめ**を実施

中間とりまとめで示された課題

- **人材**：意欲・ノウハウのある人材を必要とする地域につなげるネットワークやワンストップの相談体制が必要
- **自治体との連携・情報発信**：地域の取組を成功させるには、**地方自治体が民間に協力する体制が重要**
- **金融・公的支援**：事業立上げの資金確保が困難。公的支援とともに地域金融機関、公的金融機関等の投融资機能の最大化が必要
- **規制・制度改革**：古民家等の活用の促進に資する、建築基準法、旅館業法、消防法等の運用の統一化、基準の見直し等が必要

中間とりまとめで示された対応策

○今後は、政府に、1月中に、**意欲ある地域を官民一体でワンセットで支援する体制を整備し、地域からの具体的なご相談にオーダーメイドで対応**

2020年までに全国200地域での取組を目指す！

「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」について

歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース

明日の日本を支える観光ビジョンに基づき、農山漁村を含めた地方に広く存在する**古民家等を活用した魅力ある観光まちづくり**を推進。

1. 検討事項

- (1) 農山漁村を含む地域の**古民家等の活用・再生事例**の収集・比較
- (2) **成功の要因と課題の抽出**
- (3) 具体的な**支援策**を含む**全国展開方策の検討**
等

2. 今後のスケジュール（予定）

- 9月 5日：第1回開催（**有識者ヒアリング**）
- 10月18日：第2回開催（**有識者ヒアリング**）
- 11月14日：第3回開催（**有識者ヒアリング、検討課題の整理**）
- 12月21日：第4回開催 **中間とりまとめ、（支援のあり方等を整理）**
- 1月30日：歴史的資源を活用した官民連携推進チーム（**連携推進室、専門家会議**）発足
- 5月18日：第5回開催（**とりまとめ**）

【議長】内閣官房長官
【議長代理】国土交通大臣
【副議長】内閣府特命担当大臣（地方創生担当）、農林水産大臣
【構成員】内閣官房副長官（政務・事務）
内閣総理大臣補佐官（地方創生担当）
内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼観光庁次長
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部地方創生総括官補
金融庁監督局長
総務省大臣官房総括審議官
消防庁次長
文化庁次長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
農林水産省農村振興局長
経済産業省商務情報政策局長
国土交通省都市局長
国土交通省住宅局長
観光庁長官



集落丸山（篠山市）



多様なニーズへの対応



概要

- 一般社団法人ノオトが、古民家の再生等により、**魅力的な城下町の街並みを実現**するとともに、**限界集落や農村地域の再生に大きく貢献**。

取組内容のポイント

○空き家活用と地域再生

ノオトが40軒を超える古民家の再生を行うとともに、**起業家や事業者を誘致し、多くのホテル、レストラン、カフェ、工房などが立ち並び、魅力的な城下町等の街並みを実現。20名以上の移住者、50名近くの雇用を創出。**



モダンに改修された古民家ホテル「NIPPONIA」



篠山城下町の歴史的街並み

歴史地区の再生（篠山城下町ホテル構想）



○丸山集落の再生

ノオトが人口19人で限界集落と言われていた篠山の丸山地区において、空き家となっていた古民家を改修した宿泊施設「**集落丸山**」を開業。

2.1haあつた集落の耕作放棄地を解消するとともに、4人が集落にUターンするなど、観光を通じた地方創生に大きく寄与。



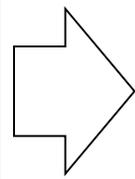
集落丸山



多様なニーズへの対応



Before



After



歴史的資源を活用した観光まちづくり（広島県尾道市の取組）

概要

- NPO法人尾道空き家再生プロジェクトが、**江戸時代、北前船で栄華を極めた港町である尾道**に存在する**100軒ほどの空き家の再生**にかかわり、地元に雇用を生み出している。

取組内容のポイント

○尾道の町並みと空き家問題

尾道は、江戸時代、北前船で栄華を極めた港であるが、現在では車中心の町づくりが進められ、古い港町としての面影を失いつつあり、駅から2キロ圏内の町の中心に**500軒以上の空き家が点在**していた。



港町尾道の町並み



尾道に点在する空き家



ガウディハウス



尾道ゲストハウス みはらし亭

○空き家の再生

NPO代表の豊田雅子氏が、空き家を取り壊しから救えないかと2000年ごろから活動を始め、「尾道市空き家バンク」を2009年に事業受託。**100軒ほどの空き家の再生にかかわり、150人以上の移住者が尾道にやってくるなど、空き家再生を通じた地方創生に大きく寄与。**



尾道ゲストハウス あなごのねどこ



150人以上の移住者を生み出した

最近の取組事例

ありた 有田町（佐賀県）での取組

- ブランド力の強い「有田焼」を軸に、町内の「食」・「芸術」・「窯元」・「自然」といったコンテンツを、インターネットを通じて魅力を発信するとともに、古民家を改装した物販店舗での有田焼の販売を計画中。
- このための資金調達・ファンド作りのために、クラウドファンディング会社、まちづくり会社、コンサルティング会社、金融機関とで連携協定を平成29年10月に締結予定。



さわら 佐原（千葉県）での取組

- 千葉県香取市の佐原地区（重伝建）は、江戸を彷彿とさせる商屋群が特徴。地域金融機関等の出資により観光ファンドを立ち上げ、古民家4棟を取得した。
- 同行は、古民家を宿泊施設として活用する第一次エリア開発に着手。既に、専門委員と出資法人の連携協定を結び、宿泊施設オープンを間近に控えている。



おおたき 大多喜町（千葉県）での取組

- 専門委員が、千葉県大多喜町での古民家再生事業を計画策定段階からサポートし、築200年の古民家を改修して宿泊施設として再生し、管理を地元住民が行い、4月から運営を開始している。
- 5月に開催された古民家シンポジウムをきっかけに、専門委員と大多喜町長との関係が強化。空き家となっている古民家約50件を、飲食施設や宿泊施設として再生の上、物件情報を事業者が発信する仕組み作りを検討している。



官民連携推進チームによる情報発信

概要

官民連携推進チームの発足とともに、連携推進室のホームページを開設。
観光まちづくりの取組に資する情報をホームページにおいて公開し、周知を図っている。



<篠山の事例紹介>



HPのコンテンツ

<http://kominkasupport.jp/>

○先進事例の紹介

- ・兵庫県篠山・集落丸山の事例紹介
- ・クラウドファンディングを活用した古民家再生の事例紹介

○相談方法

- ・ホームページに相談シートを掲載し、当該シートの提出を受付
メールアドレス：kominka@mlit.go.jp

○専門家会議構成員紹介

- ・専門家会議構成員について、所属、経歴、実績等を紹介

○支援メニュー集

- ・各府省庁の補助金等の支援施策をとりまとめ、支援メニュー集として紹介